

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりサステナビリティファイナンス・フレームワーク評価結果、  
ネイチャーファイナンス・フレームワーク評価結果及び  
ブルーファイナンス・フレームワーク評価結果を公表します。

## 名古屋市

### サステナビリティファイナンス・フレームワーク

### 新規

| 総合評価                     | 総合評価               | 総合評価             |
|--------------------------|--------------------|------------------|
| <b>SU 1(F)</b>           | <b>Nature 1(F)</b> | <b>Blue 1(F)</b> |
| グリーン性・ソーシャル性評価<br>(資金使途) | ネイチャー性評価<br>(資金使途) | ブルー性評価<br>(資金使途) |
| <b>gs1(F)</b>            | <b>n1(F)</b>       | <b>b1(F)</b>     |
| 管理・運営・透明性評価              | 管理・運営・透明性評価        | 管理・運営・透明性評価      |
| <b>m1(F)</b>             | <b>m1(F)</b>       | <b>m1(F)</b>     |

|         |                                |
|---------|--------------------------------|
| 発行体／借入人 | 名古屋市                           |
| 評価対象    | 名古屋市<br>サステナビリティファイナンス・フレームワーク |

### 評価の概要

#### ▶▶▶ 1. 名古屋市の概要

名古屋市は、愛知県西部に位置する中部地方最大の都市で、濃尾平野の中央に広がる。市域は約 326.46 km<sup>2</sup>で、伊勢湾に面した港湾都市。庄内川や矢田川などの河川が市内を流れ、南部は工業地帯、北部は住宅地として発展している。

江戸時代には徳川家康が築いた名古屋城を中心に城下町として形成され、尾張徳川家の拠点として繁栄。明治以降は繊維産業を中心に近代化が進み、戦後は自動車産業を核とする中京工業地帯の中心都市となり、現在も製造業が市の経済を支えている。

2025 年 6 月 1 日時点の推計人口は 2,335,964 人、世帯数は 1,189,891 世帯、人口密度は約 7,155 人/km<sup>2</sup>で、全国の政令指定都市の中でも高い水準である。市内には 16 の行政区があり、それぞれに住宅地、商業地、工業地などの機能が分布している。

交通インフラは東海道新幹線、JR、名古屋鉄道、地下鉄などが整備されており、中部国際空港（セントレア）への交通利便性も高い。名古屋港は日本最大級の貿易港で、2023 年には取扱貨物量・貿易額ともに全国 1 位を記録した。リニア中央新幹線の開業に向けた再開発も進行中であり、今後の名古屋市のまちづくりの中心となる。

名古屋市は、製造業を中心とした強固な経済基盤、充実した交通網を持つ都市として、中部圏の中心を担っている。

## ▶▶▶ 2. 名古屋市の ESG に関する市政及びサステナビリティに向けた取り組み

名古屋市は、市政を総合的かつ計画的に運営するため、「名古屋市総合計画 2028」を策定し、SDGs の達成に向けてその理念を踏まえ、経済・社会・環境が調和した持続可能なまちづくりを積極的に進めていくこととしている。名古屋市は、総合計画の基本方針を「リニアがつなぐ巨大交流圏の中心で躍動する世界都市、誰もが幸せと希望を感じられる名古屋」としている。基本方針には、誰もが幸せと希望を感じながら暮らすことができ、多様性と包摂性のある“人”中心の都市を目指し、そして、アジア・アジアパラ競技大会の開催やリニア中央新幹線の開業を起爆剤として将来の成長につなげられるよう、ハード・ソフト両面における必要な投資を加速し、世界的な都市間競争に打ち勝つ、という思いが込められている。

また、名古屋市は、2019 年 7 月に「SDGs 未来都市」に選定されている。SDGs 未来都市とは、SDGs の理念に沿った取り組みを推進しようとする都市・地域の中から、特に経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として選定されるものである。「SDGs 未来都市計画」と「名古屋市総合計画 2028」は誰一人取り残さない持続可能な都市を目指し、5つの都市像を共有して、長期的な展望に立ったまちづくりを推進する。

環境問題について、ネイチャーポジティブに向けた取り組みを積極的に推進している。市民・事業者・行政が連携した保全活動により、藤前干潟は 2002 年にラムサール条約湿地に登録されている。ごみ問題から始まった藤前干潟の保全は、市民協働による自然共生都市づくりの象徴となっている。この取り組みが評価され、2010 年の「生物多様性条約第 10 回締結国会議（COP10）」の開催地となっている。また、2023 年 10 月には、ネイチャーポジティブの実現に向けた意欲を表明する「ネイチャーポジティブ宣言」を政令指定都市としては初めて宣言を行っている。

## ▶▶▶ 3. サステナビリティファイナンス・フレームワークについて

今般の評価対象は、名古屋市が債券又は借入金（本フレームワークに基づく資金調達を総称して「サステナビリティファイナンス」）により調達する資金を、環境改善効果及び／又は社会的便益を有する資金使途に限定するために定めたサステナビリティファイナンス・フレームワーク（本フレームワーク）である。JCR は、本フレームワークが「グリーンボンド原則<sup>1</sup>」、「ソーシャルボンド原則<sup>2</sup>」、「サ

<sup>1</sup> International Capital Market Association (ICMA) "Green Bond Principles 2025"  
<https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/green-bond-principles-gbp/>  
<sup>2</sup> ICMA "Social Bond Principles 2025"  
<https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/social-bond-principles-sbp/>

ステナビリティボンド・ガイドライン<sup>3</sup>、「グリーンローン原則<sup>4</sup>」、「ソーシャルローン原則<sup>5</sup>」、「グリーンボンドガイドライン<sup>6</sup>」、「グリーンローンガイドライン<sup>7</sup>」及び「ソーシャルボンドガイドライン<sup>8</sup>」に適合しているか否かの評価を行う。加えて、Sustainable Bonds for Nature: A Practitioner's Guide (SBN ガイド)<sup>9</sup>、A Practitioner's Guide for Bonds to Finance the Sustainable Blue Economy (SBE ガイド)<sup>10</sup>、IFC のブルーファイナンスガイドライン<sup>11</sup>等を踏まえ JCR が作成した評価手法に則り、ネイチャーファイナンス及びブルーファイナンスとしての適格性評価を行う。これらは原則又はガイドラインであって規制ではないことから、如何なる拘束力を持つものでもないが、現時点において国内外の統一された基準として当該原則及びガイドラインを参照して JCR では評価を行う。

名古屋市は、「名古屋市総合計画 2028」、「第 4 次名古屋市環境基本計画」、「名古屋市地球温暖化対策実行計画 2030」、「生物多様なごや戦略実行計画 2030」、「水の環復活なごや戦略実行計画 2030」等で策定した目標及び方針に沿って、本フレームワークの適格クライテリアを設定した（詳細は「評価フェーズ 1 I. 調達資金の使途」参照）。また、適格プロジェクトの実施に際しては、環境や社会に対する負の影響を考慮し、適切な対応を行うことが定められている。以上より、JCR は本フレームワークにおける資金使途について、環境改善効果又は社会的便益が期待されるものであると評価している。

プロジェクトの選定プロセスは専門的な知見を有する部署の関与のもと進められる。調達資金は、確実にグリーン／ネイチャー／ブルー／ソーシャルプロジェクトへ充当されるよう、管理体制が構築されている。レポーティングとして開示される項目は環境改善効果及び社会的便益が示される予定となっている。以上より、JCR は名古屋市における管理運営体制は適切であると評価している。

この結果、本フレームワークについて、JCR サステナビリティファイナンス評価手法に基づき「グリーン性・ソーシャル性評価（資金使途）」を“gs1(F)」、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価」を“SU 1(F)”とした。

また、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき「ネイチャー性評価（資金使途）」を“n1(F)」、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCR ネイチャーファイナンス・フレームワーク評価」を“Nature 1(F)”とした。

加えて、また、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき「ブルー性評価（資金使途）」を“b1(F)」、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCR ブルーファイナンス・フレームワーク評価」を“Blue 1(F)”とした。

<sup>3</sup> ICMA "Sustainability Bond Guidelines 2021" <https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/sustainability-bond-guidelines-sbg/>

<sup>4</sup> Loan Market Association (LMA), Asian Pacific Loan Market Association (APLMA), Loan Syndications and Trading Association (LSTA) "Green Loan Principles 2025" <https://www.lsta.org/content/green-loan-principles/>

<sup>5</sup> LMA, APLMA, LSTA "Social Loan Principles 2025" <https://www.lsta.org/content/social-loan-principles-slp/>

<sup>6</sup> 環境省 「グリーンボンドガイドライン 2024 年版」 <https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf>

<sup>7</sup> 環境省 「グリーンローンガイドライン 2024 年版」 <https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf>

<sup>8</sup> 金融庁 「ソーシャルボンドガイドライン 2021 年版」 <https://www.fsa.go.jp/news/r3/singi/20211026-2/01.pdf>

<sup>9</sup> ICMA Sustainable Bonds for Nature: A Practitioner's Guide [https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/2025-updates/Sustainable-Bonds-for-Nature-A-Practitioners-Guide-June-2025.pdf?utm\\_source=ICMA+Total+Subscribes&utm\\_campaign=04c6e991f7-EMAIL\\_CAMPAIGN\\_2025+Principles+AGM+PR&utm\\_medium=email&utm\\_term=0\\_74a993020a-04c6e991f7-76046178](https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/2025-updates/Sustainable-Bonds-for-Nature-A-Practitioners-Guide-June-2025.pdf?utm_source=ICMA+Total+Subscribes&utm_campaign=04c6e991f7-EMAIL_CAMPAIGN_2025+Principles+AGM+PR&utm_medium=email&utm_term=0_74a993020a-04c6e991f7-76046178)

<sup>10</sup> ICMA/IFC/UNEP FI/UN Global Compact/ADB Bonds to Finance the Sustainable Blue Economy <https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/Bonds-to-Finance-the-Sustainable-Blue-Economy-a-Practitioners-Guide-September-2023.pdf>

<sup>11</sup> IFC Guidelines for Blue Finance 2022 <https://www.ifc.org/en/insights-reports/2022/guidelines-for-blue-finance>

本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「ソーシャルボンド原則」、「サステナビリティボンド・ガイドライン」、「グリーンローン原則」、「ソーシャルローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」、「グリーンローンガイドライン」、「ソーシャルボンドガイドライン」、「SBN ガイド」、「SBE ガイド」及び「ブルーファイナンスガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

## 目次

### ■評価フェーズ1：グリーン性・ネイチャー性・ブルー性・ソーシャル性評価

#### I. 調達資金の使途

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

1. プロジェクトの環境改善効果について
  - ① グリーンプロジェクトについて
  - ② ネイチャープロジェクトについて
  - ③ ブループロジェクトについて
2. プロジェクトの社会的便益について
3. 環境・社会に対する負の影響について
4. SDGs との整合性について

### ■評価フェーズ2：管理・運営・透明性評価

#### I. 資金使途の選定基準とそのプロセス

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

1. 目標
2. 選定基準
3. プロセス

#### II. 調達資金の管理

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

#### III. レポーティング

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

#### IV. 組織のサステナビリティへの取り組み

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

### ■評価フェーズ3：評価結果（結論）

## 評価フェーズ 1: グリーン性・ネイチャー性・ ブルー性・ソーシャル性評価

gs1(F)/n1(F)/b1(F)

### I. 調達資金の使途

#### 【評価の視点】

本項では最初に、調達資金が明確な環境改善効果をもたらすプロジェクト、もしくは社会的便益をもたらすプロジェクトに充当されていることを確認する。次に、資金使途において環境・社会への負の影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署又は外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られていることについて確認する。最後に、持続可能な開発目標（SDGs）との整合性を確認する。

#### ▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

名古屋市が本フレームワークで資金使途としたプロジェクトは、「名古屋市総合計画2028」及び「第4次名古屋市環境基本計画」等の目指す環境・社会課題の解決に貢献する施策であり、環境改善効果、又は社会的便益が期待される。

名古屋市が策定した本フレームワークは、以下の資金調達を行うことができる仕組みとなっている。

- ・グリーンファイナンス
- ・ネイチャーファイナンス
- ・ブルーファイナンス
- ・ソーシャルファイナンス
- ・サステナビリティファイナンス

### 資金使途にかかる本フレームワーク

#### （1）調達資金の使途

調達した資金は、該当する以下のプロジェクトの新規資金及び借換資金に充当します。

##### <グリーン適格プロジェクト>

| グリーン<br>プロジェクト分類 | グリーン適格プロジェクト                                             | 環境面での便益                               |
|------------------|----------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 再生可能<br>エネルギー    | ■ 市有施設への再生可能エネルギー設備（太陽光発電設備）の導入                          | CO <sub>2</sub> の排出量削減                |
| エネルギー効率          | ■ 市有施設の省エネルギー化（照明の LED 化、省エネルギー機器の導入、ZEB 化又はそれに準ずる省エネ化等） | CO <sub>2</sub> の排出量削減<br>エネルギー消費量の削減 |

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                      |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| クリーン輸送     | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公用車への電動車（BEV・FCV）の導入、電気バス・燃料電池バスの導入、充電インフラ設備の整備</li> <li>■ 地下鉄車両の新造・更新</li> <li>■ 地下鉄関連設備の新設・改修・更新</li> <li>■ 自転車通行空間の整備</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | CO <sub>2</sub> の排出量削減               |
| グリーンビルディング | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 環境性能の高い公共施設等の新築、改修<br/>以下のいずれかの建物認証又は所在自治体による環境性能に関する確認を取得若しくは将来取得若しくは、更新予定の建物の建設又は内装・設備の工事若しくは更新にかかる費用</li> <li>- CASBEE 建築（自治体版 CASBEE を含む）における S、A、B+（自治体版 CASBEE に関しては工事完了日から 3 年以内）</li> <li>- 2024 年 3 月末日以前に取得した BELS（平成 28 年度基準における 3 つ星以上かつ新省エネ基準における既存不適格（工場等（物流倉庫含む）：BEL=0.75 超え）ではないこと）</li> <li>- 2024 年 4 月 1 日以降に取得した BELS におけるレベル 6～4（非住宅）</li> <li>- 2024 年 4 月 1 日以降に取得した BELS におけるレベル 4～3（再エネ設備のない住宅）</li> <li>- 2024 年 4 月 1 日以降に取得した BELS におけるレベル 6～3（再エネ設備のある住宅）</li> <li>- DBJ Green Building 認証における 3 つ星以上</li> <li>- LEED 認証における Platinum、Gold、Silver（LEED BD+C の場合は v4 以降）</li> <li>- BREEAM 認証における Outstanding、Excellent、Very Good（BREEAM New Construction の場合は v6 以降）</li> <li>- ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented</li> <li>- ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Oriented（又は ZEH-M、Nearly ZEH-M、ZEH-M Ready、ZEH-M Oriented）</li> </ul> | CO <sub>2</sub> の排出量削減               |
| 汚染の防止と管理   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 焼却工場の設備更新</li> <li>■ 汚泥処理施設の整備</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 有害物質の排出量削減<br>CO <sub>2</sub> の排出量削減 |

|              |                                                                                                                                                            |                                           |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 気候変動への<br>適応 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 河川整備(河川氾濫等に備えたポンプ所及び排水機場の耐水化強化を含む)</li> <li>■ 下水道による浸水対策(下水道の整備、基幹施設の耐水化)</li> <li>■ 市有施設における空調設備の新規導入</li> </ul> | 気候変動に伴う豪雨時の<br>浸水や土砂災害等の被害<br>軽減<br>熱中症対策 |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|

<ネイチャー適格プロジェクト>

| グリーン<br>プロジェクト分類 | ネイチャー適格プロジェクト※                                                                    | ネイチャープロジェクト<br>としての便益     |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 生物多様性の<br>保全     | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 東山動植物園の再生(希少動物の「保護」と「増殖」への貢献)</li> </ul> | 希少動植物の保全・増殖<br>生態系の保全への貢献 |

※ネイチャー適格プロジェクトはグリーン適格プロジェクトでもある

<ブルー適格プロジェクト>

| グリーン<br>プロジェクト分類   | ブルー適格プロジェクト※                                                                            | ブループロジェクト<br>としての便益                   |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 汚染の防止と<br>管理       | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 下水道による水環境の向上</li> <li>■ 河川における地下水利用</li> </ul> | 水質改善                                  |
| 持続可能な水資源<br>及び排水管理 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 水循環に関わるグリーンインフラの普及</li> </ul>                  | 地下水涵養<br>洪水緩和対策<br>水質改善<br>ヒートアイランド対策 |

※ブルー適格プロジェクトはグリーン適格プロジェクトでもある

<ソーシャル適格プロジェクト>

| ソーシャル<br>プロジェクト分類    | ソーシャル適格プロジェクト                                                                               | 想定される効果<br>対象となる人々                                                           |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 手ごろな価格の基<br>本的インフラ設備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ インフラ設備(橋りょう、地下鉄構造物、上下水道設備、河川・排水施設等)の耐震化</li> </ul> | 防災機能強化、利用者の安<br>全性向上                                                         |
|                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 電線類の地中化</li> </ul>                                 | 【対象となる人々】<br>地域住民・自然災害の罹災<br>者                                               |
|                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 名古屋駅ターミナル機能強化(ユニバーサルデザイン等に基づく空間形成等)</li> </ul>     | 持続可能で強靱なまちづ<br>くり(バリアフリー・ユニ<br>バーサルデザインのまち<br>づくり)<br>【対象となる人々】<br>地域住民・駅利用者 |

|                                   |                                                                                                    |                                                                                      |
|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
|                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ リニア駅周辺の面的整備（リニア駅上部空間広場等の整備）</li> </ul>                    | <p>持続可能で強靱なまちづくり、防災・減災対策</p> <p>【対象となる人々】</p> <p>地域住民・自然災害の罹災者</p>                   |
| 必要不可欠なサービスへのアクセス                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 病院施設の整備</li> </ul>                                        | <p>医療体制の強化</p> <p>【対象となる人々】</p> <p>病院利用者・急患・地域住民</p>                                 |
|                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の整備</li> </ul>                         | <p>福祉の充実</p> <p>【対象となる人々】</p> <p>介護を必要とする高齢者</p>                                     |
|                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 消防関連施設・設備の整備</li> </ul>                                   | <p>消防機能強化</p> <p>【対象となる人々】</p> <p>地域住民・自然災害の罹災者</p>                                  |
|                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 学校・教育施設の整備（学校と公的施設等との複合化の推進や特別支援教育に関する施設整備を含む）</li> </ul> | <p>教育環境の充実</p> <p>【対象となる人々】</p> <p>生徒・学生等施設利用者</p>                                   |
|                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地下鉄駅の整備（バリアフリー化、ホームと車両の段差・隙間の改善等）</li> </ul>              | <p>バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり、利用者の安全</p> <p>【対象となる人々】</p> <p>高齢者、障害者、子育てをする人々を含む利用者</p> |
| 手ごろな価格の住宅                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市営住宅の建て替え</li> </ul>                                      | <p>住環境の整備</p> <p>【対象となる人々】</p> <p>市営住宅を必要とする人々</p>                                   |
| 手ごろな価格の基本的インフラ設備／必要不可欠なサービスへのアクセス | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 防災行政無線等の整備</li> </ul>                                     | <p>防災機能強化、利用者の安全性向上</p>                                                              |
|                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 災害対策実施計画に基づく避難地としての公園整備</li> </ul>                        | <p>【対象となる人々】</p> <p>地域住民・自然災害の罹災者</p>                                                |
| 必要不可欠なサービスへのアクセス／社会経済的向上とエンパワーメント | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 児童福祉施設の整備</li> </ul>                                      | <p>子育てしやすい環境の充実</p> <p>【対象となる人々】</p> <p>仕事と子育て等を両立する人々</p>                           |

|  |                         |                                            |
|--|-------------------------|--------------------------------------------|
|  | <p>■ 障害者スポーツセンターの整備</p> | <p>共生社会の実現</p> <p>【対象となる人々】</p> <p>障害者</p> |
|--|-------------------------|--------------------------------------------|

### 【本フレームワークに対する JCR の評価】

名古屋市は、市政運営の指導理念である「名古屋市基本構想」のもと、本市がめざす都市像などを「長期的展望に立ったまちづくり」として示し、その実現に向けた取り組みを総合的・体系的にまとめた「名古屋市総合計画 2028」を策定している。同計画は、リニア中央新幹線の開業や全国の高齢者人口がピークを迎える時期を念頭に置き、2040 年頃を見据えた将来のまちの姿を描きながら、2024 年度から 2028 年度までの 5 年間の取り組みを掲載している。

また、名古屋市環境基本条例第 8 条に基づき、名古屋市が環境行政を推進する上で、中心的な役割を担う環境面における総合的な計画である「第 4 次名古屋市環境基本計画」を策定している。同計画では、市民・事業者・行政などの各主体が環境保全に取り組むための共通認識（みんなで目指す 2030 年のまちの姿）として「パートナーシップで創る快適な都市環境と自然が調和したまち」を示すとともに、本市施策の大綱（施策の体系と方向性）を定めている。

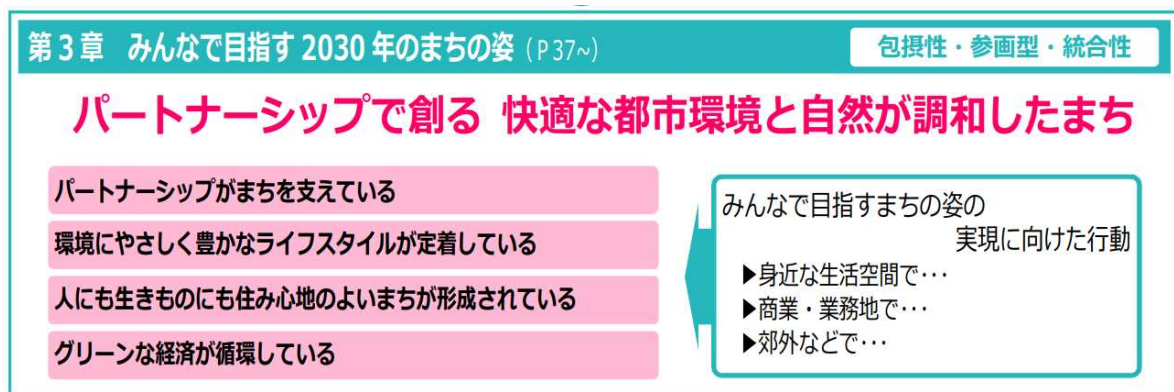


図 1：みんなで目指す 2030 年のまちの姿<sup>12</sup>

さらに、名古屋市は、本市が多様な主体との連携のもと、名古屋市域において地球温暖化対策を進めていくための 2030 年度までの具体的な施策を示すものとして、「名古屋市地球温暖化対策実行計画 2030」を策定している。同計画では、「2030 年度における名古屋市域の温室効果ガス（GHG）排出量を 2013 年度比 52%削減」とする目標を定めている。特徴として、鉄鋼業などの素材産業を他都市に依存しているため、1 人あたりの CO<sub>2</sub> 排出量（2019 年度）は国が約 8.7t であるのに対し、名古屋市は約 5.4t と少ない。また、同計画は地球温暖化対策推進法及び気候変動適応法に基づく法定計画として位置づけられている。

上記計画を踏まえ、名古屋市は本フレームワークにおける資金使途を定めている。

<sup>12</sup> 出典：第 4 次名古屋市環境基本計画  
[https://www.city.nagoya.jp/kankyo/cmsfiles/contents/0000122/122614/21\\_honpen\\_ikkatsu.pdf](https://www.city.nagoya.jp/kankyo/cmsfiles/contents/0000122/122614/21_honpen_ikkatsu.pdf)

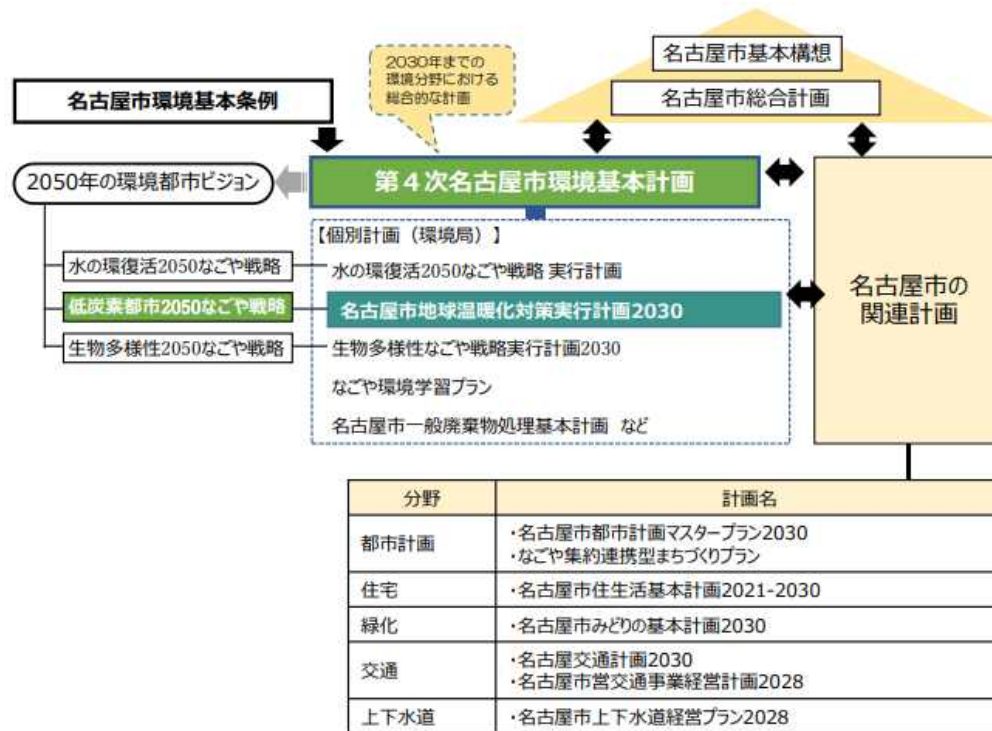


図 2：名古屋市 各計画の体系図<sup>13</sup>

<sup>13</sup> 出典：名古屋市地球温暖化対策実行計画 2030  
[https://www.city.nagoya.jp/kankyo/cmsfiles/contents/0000103/103019/keikaku\\_2030.pdf](https://www.city.nagoya.jp/kankyo/cmsfiles/contents/0000103/103019/keikaku_2030.pdf)

## 1. プロジェクトの環境改善効果について

### ①グリーンプロジェクトについて

#### 資金使途1：再生可能エネルギー（市有施設への再生可能エネルギー設備の導入）

資金使途1は、市有施設への再生可能エネルギー設備（太陽光発電設備）の導入である。資金使途の対象となる各プロジェクトによって、化石燃料を用いずエネルギーを生成することが可能になるため、環境改善効果が見込まれる。本資金使途は、「グリーンボンド原則」及び「グリーンローン原則」における「再生可能エネルギー」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「再生可能エネルギーに関する事業」に該当する。

名古屋市は、本フレームワークにおいて、市有施設に再生可能エネルギー設備（太陽光発電設備）を導入する取り組みを資金使途として想定している。

名古屋市は「名古屋市総合計画 2028」にて、2028年度までに市有施設の再生可能エネルギー電力の導入割合を32.2%から50%とする目標を掲げている。また、名古屋市の再生可能エネルギーの導入ポテンシャルは太陽光発電が最も多いことを踏まえ、名古屋市は太陽光発電設備の導入容量を2028年度までに438,500kwとする目標を設定している。

表1：名古屋市における再生可能エネルギー導入ポテンシャル<sup>14</sup>

#### ■名古屋市における再生可能エネルギー導入ポテンシャル

| 再生可能エネルギー          | 設備容量<br>(MW) | 年間発電電力量<br>(熱利用除く単位: MWh/年) |
|--------------------|--------------|-----------------------------|
| 太陽光発電(建物系)         | 4,720        | 6,468,910                   |
| 太陽光発電(土地系)         | 126          | 171,569                     |
| 陸上風力発電             | 0            | 0                           |
| 中小水力発電(河川)         | 0            | 0                           |
| 中小水力発電(農業用水路)      | 0            | 0                           |
| 地熱蒸気フラッシュ(150℃以上)  | 0            | 0                           |
| 地熱バイナリー(120～150℃)  | 0            | 0                           |
| 地熱低温バイナリー(53～120℃) | 0.011        | 66                          |
| 太陽熱利用              | —            | 56.9 億 MJ/年                 |
| 地中熱利用              | —            | 694.482 億 MJ/年              |

※主な再生可能エネルギーの種類と特徴については、p88を参照

出典：環境省「再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）」

再生可能エネルギーは、発電において温室効果ガスを排出しないことから、その導入拡大は名古屋市の地球温暖化対策に必要不可欠であるとJCRは評価している。また、再生可能エネルギー導入によるエネルギー調達源の多様化により、災害による停電の影響を低減させ、市有施設のレジリエンス向上も期待できる。

上述の「名古屋市総合計画 2028」では、脱炭素社会の実現に向けたまちづくりを推進しており、本資金使途項目はこれに合致する取り組みといえる。

<sup>14</sup> 出典：名古屋市地球温暖化対策実行計画 2030  
[https://www.city.nagoya.jp/kankyo/cmsfiles/contents/0000103/103019/keikaku\\_2030.pdf](https://www.city.nagoya.jp/kankyo/cmsfiles/contents/0000103/103019/keikaku_2030.pdf)

---

## 資金使途 2：エネルギー効率（市有施設の省エネルギー化）

---

資金使途 2 は、市有施設の省エネルギー化である。資金使途の対象となる各プロジェクトによって、高い省エネルギー性能が期待されるため環境改善効果がある。本資金使途は、「グリーンボンド原則」及び「グリーンローン原則」における「エネルギー効率」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「省エネルギーに関する事業」に該当する。

名古屋市は、本フレームワークにおいて、市有施設の省エネルギー化による GHG 排出量削減に資する取り組みを資金使途として想定している。具体的には、照明の LED 化、省エネルギー機器の導入、建物の ZEB 化又はそれに準ずる省エネルギー化を想定している。

LED 化については、「名古屋市総合計画 2028」にて 2028 年度までに市有施設の LED 照明の導入割合を 36.2%から 80%とする目標を掲げている。また、建築物の省エネルギー化の取り組みとして、新築建築物の ZEB 化を推進しており、名古屋市の公共建築物における ZEB 化のガイドライン作成に向けた調査を実施している。

選定されたプロジェクトは、既存機器の代替として導入されることや ZEB 化を推進することにより、建築物の用途に即した高い省エネルギー性能が期待されるため、30%以上のエネルギー効率の改善が期待できる。エネルギー効率の削減率 30%はグローバルな要求水準に照らして遜色のない水準であり、明確な環境改善効果があると判断できる。

上述の「名古屋市総合計画 2028」では、脱炭素社会の実現に向けたまちづくりを推進しており、本資金使途項目はこれに合致する取り組みといえる。

---

## 資金使途 3：クリーン輸送（公用車・バスの電動化等）

---

資金使途 3 は、公用車への電動車（BEV・FCV）の導入、電気バス・燃料電池バスの導入、充電インフラ設備の整備である。電動車等の導入により CO<sub>2</sub>削減が実現するため、環境改善効果が見込まれる。本資金使途は、「グリーンボンド原則」及び「グリーンローン原則」における「クリーン輸送」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「クリーンな運輸に関する事業」に該当する。

名古屋市は、本フレームワークにおいて、公用車への電動車（BEV・FCV）の導入、電気バス・燃料電池バスの導入、充電インフラ設備の整備に関する取り組みを資金使途として想定している。

名古屋市は、「公用車への電動車の導入方針」を制定し、電動車の導入を進めている。「名古屋市総合計画 2028」にて、2028 年度までに公用車の電動車の割合を 30%から 70%とする目標を掲げている。FCV は 20 台、燃料電池バスは 3 台導入している。なお、2023 年 3 月には FCV の登録台数が全国 1 位となっており、自治体の中で最も FCV の普及が進んでいる。市バス事業では環境への取り組みとして、2023 年 4 月より、燃料電池バス 1 両を試験導入している。2025 年度には、市バス事業での GHG 排出量削減をさらに進めるべく、電気バスの導入を予定している。

BEVの普及には充電設備の拡充が不可欠である。名古屋市にはBEVの充電設備は458箇所あるが、民間企業との充電設備無料設置相談会やオンラインセミナーの開催などを通じて、充電設備の拡充を図っている。

BEV、FCVは走る際にGHGを排出しないため、環境改善効果があるとJCRは評価している。充電設備の普及はBEVの普及に必要不可欠であり、環境負荷低減に大きく資するプロジェクトであるとJCRは評価している。

上述の「名古屋市総合計画 2028」では、脱炭素社会の実現に向けたまちづくりを推進しており、本資金使途項目はこれに合致する取り組みといえる。

---

#### 資金使途4：クリーン輸送（地下鉄車両・関連設備の整備）

---

資金使途4は、地下鉄車両の新造・更新、地下鉄関連設備の新設・改修・更新である。輸送量当たりのCO<sub>2</sub>排出量が少ない地下鉄に関連した設備整備により、CO<sub>2</sub>削減が実現するため、環境改善効果が見込まれる。本資金使途は、「グリーンボンド原則」及び「グリーンローン原則」における「クリーン輸送」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「クリーンな運輸に関する事業」に該当する。

名古屋市は、本フレームワークにおいて、地下鉄車両の新造・更新、地下鉄関連設備の新設・改修・更新に関する取り組みを資金使途としている。

名古屋市交通局では現在、名古屋市で運営されている地下鉄において135編成、782両の車両が運用されており、順次新型車両に入れ替えを行っている。地下鉄駅は開業後50年以上経過したものもあり、「名古屋市総合計画 2028」では5か年で16駅のリニューアル工事に着手することを目標に掲げている。また、地下鉄駅構内のトイレリニューアル工事、バリアフリー工事、ホームドアの設置など、利用者の利便性及び安全性を向上させて、地下鉄利用者の増加を図っている。

鉄道は、輸送量当たりのCO<sub>2</sub>排出量（旅客）が、自家用乗用車の約1/7、航空機の約1/5<sup>15</sup>であり、他の交通機関と比べて環境に優しい交通機関といえ、環境面への効果も見込まれる。本資金使途により、既存より省エネルギー性能が高い車両を導入することで、さらなる環境負荷の低減が実現することとなる。駅舎等の整備に関しては、地下鉄の事業の運営に必要不可欠であり、利便性の向上が実現した場合、他移動手段から鉄道へのモダルシフトにもつながりうる。

上述の「名古屋市総合計画 2028」では、脱炭素社会の実現に向けたまちづくりを推進しており、本資金使途項目はこれに合致する取り組みといえる。

---

<sup>15</sup> 国土交通省 輸送量当たりの二酸化炭素の排出量（旅客）（2023年度）より  
[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei\\_environment\\_tk\\_000007.html](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_tk_000007.html)

## 資金使途 5：クリーン輸送（自転車通行空間の整備）

資金使途 5 は、自転車通行空間の整備である。整備によってモーダルシフトが促進され、CO<sub>2</sub> 削減が実現するため、環境改善効果が見込まれる。本資金使途は、「グリーンボンド原則」及び「グリーンローン原則」における「クリーン輸送」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「クリーンな運輸に関する事業」に該当する。

名古屋市は、本フレームワークにおいて、自転車通行空間の整備に資する取り組みを資金使途としている。具体的には、歩行者と自転車の通行空間が分離されている自転車専用道路の整備である。

「名古屋市総合計画 2028」にて、自転車専用道路の延長を、現在の 128.7km から 2028 年度までに 197km にする目標を掲げている。自転車専用道路は、歩行者と自転車の通行空間を分離することで、自転車事故の防止に貢献するとともに、自転車利用者の利便性向上に繋がる。自転車利用については、名古屋市自転車活用推進計画を制定し、自転車があらゆる場面で活用されるよう、自転車利用環境の形成を通じた自転車利用の拡大を図っている。

### ■市内の自転車通行空間の整備事例



図 3：名古屋市内の自転車通行区間の整備事例<sup>16</sup>

自転車は、地球温暖化の原因となる GHG を排出しない移動手段である。本フレームワークの資金使途は、自動車から自転車へのモーダルシフトに資する取り組みであり、GHG 排出量削減に繋がる。また、利用者の健康促進や災害時の移動手段としても期待できる。

上述の「名古屋市総合計画 2028」では、脱炭素社会の実現に向けたまちづくりを推進しており、本資金使途項目はこれに合致する取り組みといえる。

<sup>16</sup> 出典：名古屋市自転車活用推進計画  
[https://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/cmsfiles/contents/0000139/139281/00\\_keikakuhonnpenn.pdf](https://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/cmsfiles/contents/0000139/139281/00_keikakuhonnpenn.pdf)

## 資金使途 6：グリーンビルディング

資金使途 6 は、環境性能の高い公共施設等の新築、改修である。環境性能が高い建物を対象としているため、環境改善効果が見込まれる。本資金使途は、「グリーンボンド原則」及び「グリーンローン原則」における「地域、国または国際的に環境性能のために認知された標準や認証を受けたグリーンビルディング」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「グリーンビルディングに関する事業」に該当する。

名古屋市は、環境認証取得を予定した公共施設の新築、改修を資金使途の対象としている。具体的なクライテリアとして、本フレームワークでは整備対象の施設について、CASBEE 認証（B+以上）、BELS 評価（2016 年度基準の星 3 つ以上、2024 年度基準において非住宅はレベル 4 以上、住宅はレベル 3 以上）、DBJ Green Building 認証（星 3 つ以上）、LEED 認証（SILVER 以上）、BREEAM 認証（Very good 以上）、ZEB 認証（ZEB Oriented 以上）、ZEH 認証（ZEH Oriented 以上）又は ZEH-M 認証（ZEH-M Oriented 以上）の環境認証を取得する見込みであることとしている。認証の種類とランクは、環境性能を有する不動産に付与される認証であるため、環境改善効果を有すると JCR は評価する。各認証等の概要は以下の通り。

CASBEE（Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency）とは、建築物の環境品質（Q=Quality）と建築物の環境負荷（L=Load）の観点からあらかじめ定められた評価項目を再構成し、L を分母、Q を分子とする BEE（建築物の環境効率）の値によって行われる。高評価をとるためには、省エネルギーや環境負荷の少ない資機材を使用する等の環境への配慮に加え、室内の快適性や景観への配慮等も必要であり、総合的な建物の品質の高さが求められる。

名古屋市は、自治体版 CASBEE である建築物環境配慮制度（CASBEE 名古屋）も本フレームワークの対象としている。JCR では、グリーンビルディングに係るグリーン性の評価に際して、資金使途対象プロジェクトに対して資金が充当されてから一定期間が経過した後においても、当該物件の環境改善効果が十分に維持されることが確認できるかどうかを重視している。この点、名古屋市では、充当後に一定期間が経過した物件について、償還／返済期間中は、以下の要領にて評価内容の再確認を実施する方針である。

- ① グリーンファイナンスの充当が決定した際に、財政局資金課から、当該施設所管所属に対し、工事完了後の設備等変更の記録及び CASBEE 名古屋の評価内容に係る再確認（工事完了日から 3 年後及びそれ以降 3 年毎）が必要となることを通知
- ② 当該施設所管所属において、CASBEE 名古屋の評価内容に係る再確認をするまでの期間、設備等の変更について記録、保存
- ③ 工事完了後又は前回の再確認後 3 年を迎える年度当初に、財政局資金課から、当該施設所管所属に対し、CASBEE 名古屋の評価内容に係る再確認を行い、その内容を報告するよう通知
- ④ 当該施設所管所属において、設備等の変更についての記録、その時点の使用状況を確認し、当初の CASBEE 名古屋の評価から変更となるか確認
- ⑤ 確認した結果を当該施設所管所属から財政局資金課に報告
- ⑥ CASBEE 名古屋の評価が変更となる可能性がある場合、財政局資金課でも当該施設の状況を確認

名古屋市は、工事完了日から一定期間が経過後に当該評価内容の再確認を行うことで、当該物件のグリーン性に関する評価の妥当性を長期にわたって確認できる枠組みを構築している。これらを踏まえるに、当該資金使途は適切であると JCR は考えている。

BELS (Building-Housing Energy-efficiency Labeling System) は、新築・既存の建築物において、省エネ性能を第三者評価機関が評価し認定する制度である。外皮性能及び一次エネルギー消費量が評価対象となり、高評価のためには優れた省エネ性能を有していることが求められる。

DBJ Green Building 認証は、DBJ (日本政策投資銀行) が提供する、環境・社会への配慮がなされた不動産を評価する認証制度である。評価軸は「環境・社会への配慮がなされたビル」であり、「Energy & Resources (建物の環境性能)」、「Amenity (テナント利用者の快適性)」、「Resilience (危機に対する対応力)」、「Community & Diversity (多様性・周辺環境への配慮)」、「Partnership (ステークホルダーとの連携)」の 5 つの大カテゴリーについて評価している。

LEED (Leadership in Energy and Environment Design) は、建築や都市における環境性能評価システムであり、立地と交通、敷地選定、水の利用、エネルギーと大気、材料と資源、室内環境、革新性等の総合的な観点を評価対象としている。認証の取得のためには、グリーンビルディングとして備えるべき必須条件を満たすことが求められる。

BREEAM (Building Research Establishment Environmental Assessment Method) は、1990 年に開発された、世界で最初の環境価値評価指標認証である。BREEAM は法律よりも厳しい基準を掲げることによって所有者、居住者、設計者、運営者の環境配慮の自覚を高め、最良の設計・運営・維持・管理を奨励するとともにそれらの建物を区別し認識させることを目的としており、管理、健康と快適、エネルギー、交通、水資源、材料、敷地利用、地域生態系、汚染、先進的技術の最大 10 分野で評価される。

ZEB とは、自然エネルギーの積極的な活用や効率的な設備システムの導入等の省エネ技術と、太陽光発電などの創エネ技術を組み合わせ、空調、照明等で必要な年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した建築物である。ZEB の種類には、省エネ技術で一次エネルギー消費量を 50%以上削減する「ZEB Ready」、そこからさらに、創エネ技術を加えて、75%以上を削減する「Nearly ZEB」と、100%以上を削減する「ZEB」、及び延べ面積が 10,000 平方メートル以上の建築物において ZEB Ready を見据え正味で 40%又は 30%以上の省エネに加え、さらなる省エネ措置を図る「ZEB Oriented」がある。

ZEH とは、住宅を対象としたものであり、ZEB と同様に年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロになることを目指している。ZEH は、(i)『ZEH』(再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から 100%以上の一次エネルギー消費量削減)、(ii)『Nearly ZEH』(再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から 75%以上 100%未満の一次エネルギー消費量削減)、(iii)『ZEH Ready』(再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から 50%以上 75%未満の一次エネルギー消費量削減)、(iv)『ZEH Oriented』(再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から 20%以上の一次エネルギー消費量削減)の 4 段階がある。

上述の ZEH は住戸を対象として評価するのに対し、ZEH-M は住棟を対象として評価する。ZEH-M は、ZEH と同様に 4 段階の評価区分がある。

上述の「名古屋市総合計画 2028」では、公共施設及び市営住宅の ZEB・ZEH 化を推進しており、本資金使途項目はこれに合致する取り組みといえる。

## 資金使途 7：汚染の防止と管理

資金使途 7 は、焼却工場の設備更新及び汚泥処理施設の整備である。廃棄物処理に伴い、エネルギーの生成及び有効活用が行われるため、環境改善効果が見込まれる。本資金使途は、「グリーンボンド原則」及び「グリーンローン原則」における「汚染防止と管理」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「汚染の防止と管理に関する事業」に該当する。

### 【焼却工場】

名古屋市は、焼却工場の設備更新を資金使途の対象としている。

名古屋市は、「名古屋市第 6 次一般廃棄物処理基本計画」を 2024 年 3 月に策定し、将来世代にわたって安心して住み続けられる持続可能な循環型都市の実現を目指している。同計画では、名古屋市のごみ処理・資源化を取り巻く状況と課題の一つに「脱炭素社会の実現、循環経済への移行」を挙げている。

ごみ処理事業における温室効果ガス排出量の推移は以下の通りで、ごみの焼却や車両・設備稼働に伴い温室効果ガスが排出されており、大半がプラスチック類の焼却に伴い発生する二酸化炭素となっている。

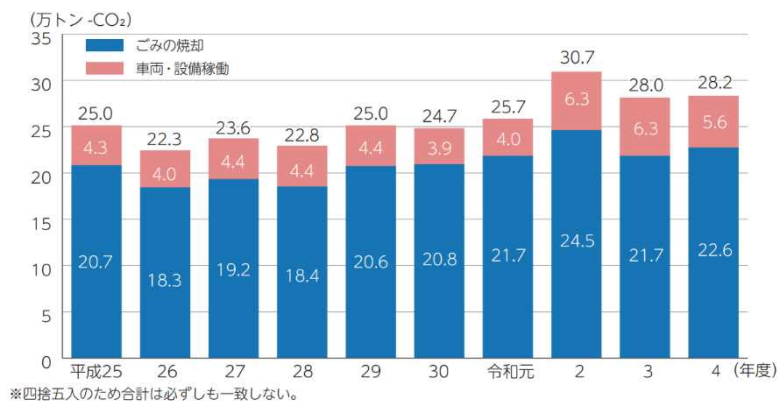


図 4：名古屋市ごみ処理事業における温室効果ガス排出量<sup>17</sup>

名古屋市は、「名古屋市地球温暖化対策実行計画 2030」において、市役所自らの取り組みとして、ごみ処理事業における GHG 排出量削減目標を 2030 年度 30%削減（2013 年度比）としている。目標達成に向けては、ごみ焼却工場の整備に合わせた発電設備の高効率化、省エネ機器等の導入などを行うこととしている。国においても、「第五次循環型社会形成推進基本計画」に基づき、廃棄物処理施設における廃棄物発電等のエネルギー回収等を推進している。

名古屋市は、本フレームワークで定めた資金使途について、環境省の循環型社会形成推進交付金制度の「エネルギー回収型廃棄物処理施設」による補助事業の交付要件（環境省環境再生・資源循環局

<sup>17</sup> 出典：名古屋市第 6 次一般廃棄物処理基本計画  
[https://www.city.nagoya.jp/kankyo/cmsfiles/contents/0000171/171887/00\\_6ji\\_all.pdf](https://www.city.nagoya.jp/kankyo/cmsfiles/contents/0000171/171887/00_6ji_all.pdf)

廃棄物適正処理推進課「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」（令和 3 年 4 月改訂）に基づき、一定基準以上のエネルギー回収率を満たす施設に限定している。JCR では、このような一定基準以上のエネルギー回収率を満たす施設には環境改善効果が認められることから、名古屋市が整備する廃棄物処理施設はグリーン適格であると考ええる。

なお、直近で想定している資金使途は、南陽工場の焼却設備更新である。更新後の南陽工場は、エネルギー回収率を 23.0% で設計しており、環境省の定める「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に照らして適切な仕様となっている。

上述の「名古屋市総合計画 2028」では、ごみ発電設備の高効率化による再生可能エネルギーの活用促進を図るなど、計画的かつ環境に配慮したごみ処理施設整備を推進しており、本資金使途項目はこれに合致する取り組みといえる。

#### 【汚泥処理施設の整備】

名古屋市は、汚泥処理施設の整備を資金使途の対象としている。

汚泥処理施設とは、下水を集めて処理する水処理センターから常時発生する下水汚泥を、汚泥輸送管に通して集められ、産業廃棄物として処分するための施設である。

名古屋市は、2015 年の下水道法改正において、汚泥を脱水・焼却するだけでなく、「燃料または肥料」として再生利用する努力義務が課されたこと、また、焼却灰の 9 割以上有効利用しているが約 6 割がセメント原料へ偏在しているため、焼却灰の有効利用先の多系統化が必要なことから、空見スラッジリサイクルセンターにおいて、下水汚泥固形燃料化事業を実施している。同センターでは、バイオマスエネルギーとして下水汚泥の有効活用を目指し、下水汚泥から石炭代替燃料として利用可能な燃料化物を年間 1.3 万 t 以上製造し、温室効果ガス削減量は約 1.2 万 t-CO<sub>2</sub>（一般家庭年間排出量の約 4,400 世帯分削減）となっている。

JCR は、腐敗して悪臭を放ち、病原菌の発生源となる汚泥の処理に加え、その汚泥を燃料として再生利用する施設の整備は環境改善効果があると評価している。

上述の「名古屋市総合計画 2028」では、汚泥処理施設の整備や固形燃料化を推進しており、本資金使途項目はこれに合致する取り組みといえる。



図 5：名古屋市 下水処理の現状<sup>18</sup>

#### 資金使途 8：気候変動への適応（河川・下水道・空調整備）

資金使途 8 は、名古屋市の気候変動適応計画である「名古屋市地球温暖化対策実行計画 2030」で挙げた「施策 9 気候変動の影響への適応」の項目に資する気候変動適応事業である。名古屋市は、気候変動による災害の激甚化を想定して適応事業を計画しており、これらの施策によってその災害が未然に防止されることが期待されるため、環境改善効果を有すると考えられる。本資金使途は、「グリーンボンド原則」及び「グリーンローン原則」における「気候変動への適応」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「気候変動に対する適応に関する事業」に該当する。

<sup>18</sup> 出典：名古屋市上下水道局 名古屋市における下水汚泥固形燃料化事業及び資源・資産の有効利用の取り組み  
<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001321337.pdf>

名古屋市は、以下に詳述の通り、国際的なイニシアティブである Climate Bonds Initiative が定めている Climate Resilience Principles で求められる 6 ステップと同等の手続きを経て、適応事業に取り組んでいることを、JCR は開示資料及び名古屋市へのヒアリングによって確認した。



図 6 : Climate Resilience Principles で求められるステップ概要

名古屋市は、「名古屋市地球温暖化対策実行計画 2030」を気候変動適応法に基づく法定計画として位置づけており、同計画において、国が整理した気候変動により影響が現れる分野や項目に対して、重大性（影響の程度）、緊急性（影響の発現時期や、適応の着手と重要な意思決定が必要な時期）、確信度（証拠の種類、量、質など）の観点から評価を行っている。本資金使途は、名古屋市における評価を踏まえて特定されている。

#### 【河川整備、下水道整備】

名古屋市は、浸水被害の軽減を図るため、河川整備（護岸整備、河道掘削、ポンプ所・排水機場整備等）及び下水道整備（下水管・雨水ポンプ整備、水処理センター・ポンプ所整備等）を資金使途の対象としている。

近年、気候変動の影響などによって激甚化する豪雨により、全国各地で甚大な浸水被害が発生している。名古屋市においても、これまでの治水施設の整備目標であった 1 時間 50mm を超える大雨の発生回数が増加傾向にあるとともに、1 時間 100mm を超える豪雨も発生するなど、降雨が激甚化している。大雨による洪水・内水氾濫による被害を防止・軽減するため、河川・下水道等が連携した施設整備を推進することで治水機能を最大限発揮するとともに、雨水流出抑制を着実に推進していく必要があると名古屋市は考え、「名古屋市総合排水計画」を策定している。

河川整備は、河川拡幅・掘削をすることで流下能力を向上させ、河川水位の上昇による越水や堤防の決壊といった外水氾濫リスクを低下させる。また、河川の流下能力を向上させることで、地域に降った雨を排水する下水管や雨水ポンプの排水能力を増強することが可能となり、内水氾濫の防止に寄与する。下水道整備については、内水氾濫を防止するためには、下水管や排水路、雨水ポンプを整備し、降雨をすみやかに河川へ排水することが重要である。一方で、排水先河川の流下能力が十分でないと、排水能力の増強が困難な場合もあるため、河川整備と下水道整備は整合を図って進めることが重要となっている。

上述の「名古屋市総合計画 2028」では、大雨に強い都市基盤の整備を推進しており、本資金使途項目はこれに合致する取り組みといえる。

## 【空調整備】

名古屋市は、市有施設における空調設備の新規導入を資金使途の対象としている。

熱中症の発症に大きく影響する気温について、気候変動の影響により、国内では近年、年平均気温が上昇している。環境省が公表した気候変動影響評価報告書では、将来、熱中症リスクが増加することが予測されている。

熱中症による全国の死亡者数は、図7のとおり、5年移動平均において1994年から2023年まで増傾向にある。国は熱中症対策の推進のため、2023年5月に「熱中症対策実行計画」を閣議決定し、熱中症による死亡者数（5年移動平均死亡者数）を現状から半減することを中期的な目標（2030年）として位置付けた。

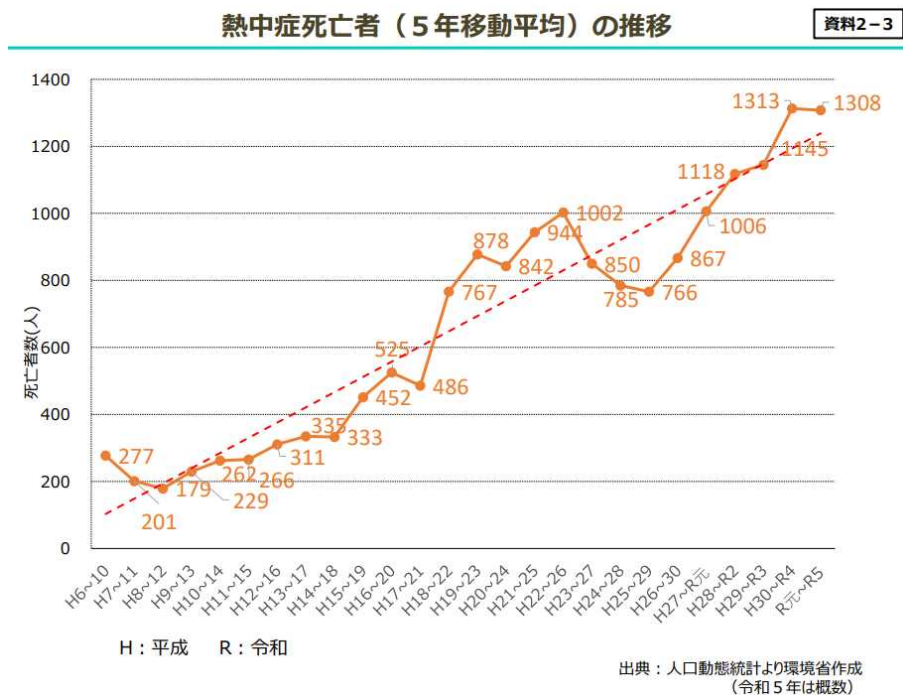


図7：熱中症死亡者（5年移動平均）の推移<sup>19</sup>

名古屋市は、国の動きも踏まえながら、暑熱による死亡リスクの増大や熱中症搬送者数の増加に対処するため、空調設備の導入のほか、熱中症の予防方法・対処方法の啓発や水を活用した暑熱対策の普及啓発、ヒートアイランド対策を推進している。

なお、名古屋市は、市有施設に空調を設置する際、あらかじめ定められた省エネルギー性能が見込まれることを確認する。JCRは、エネルギー効率の観点からも環境改善効果があると評価している。

上述の「名古屋市総合計画 2028」では、救急救命体制の充実として熱中症対策の検討・実施を推進しており、本資金使途項目はこれに合致する取り組みといえる。

<sup>19</sup> 出典：環境省  
[https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/ic\\_rma/R0503/doc02-3.pdf](https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/ic_rma/R0503/doc02-3.pdf)

## ②ネイチャープロジェクトについて

名古屋市は、世界有数の産業集積地域でありながら、自然と共生するモデルといえる取り組みを進めてきた地域であり、自然と共生する日本の姿を世界にアピールできる地域として、生物多様性を将来に引き継ぐための議論を行う舞台として最適であること等を理由として、2010年10月に本市で生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の誘致を要望し、2008年にリスボンで開催されたCOP9において名古屋市での開催が決定された。COP10では、遺伝資源へのアクセスと利益配分のルールを定めた「名古屋議定書」、2050年までに「自然と共生する世界」を実現するための2020年までの具体的な行動目標として「愛知目標」が採択された。

その後、「愛知目標」の後継として、2030年までの達成目標を定めた「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」が2022年12月に採択された。同枠組では、生物多様性の観点から2030年までに陸と海の30%以上を保全する「30by30目標」が主要な目標の一つとして定められたほか、ビジネスにおける生物多様性の主流化等の目標が採択された。これを受け、国では、「生物多様性国家戦略 2023-2030」を2023年3月に策定している。「ネイチャーポジティブ」は自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることと定義され、「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」や「生物多様性国家戦略」においても、2030年に向けた目標として位置づけられ、世界の新たな潮流となっている。

名古屋市では、COP10の開催に先立ち、2010年3月に「生物多様性2050なごや戦略」を策定し、2050年ビジョン「多様な生物と生態系に支えられた豊かな暮らしが持続していく都市なごや」を掲げ、2050年までの長期的なビジョンを示している。一方で、生物多様性に特化した中・短期的な計画は設けていなかったことから、新たな世界目標や国家戦略ができたこの機会を捉え、名古屋市における生物多様性に関する取り組みの強化と着実な進捗管理をはかるため、本市が2030年までに重点的・優先的に取り組む具体的な事柄やロードマップを定めた「生物多様性なごや戦略実行計画2030」を2023年10月に策定している。

表 2：「生物多様性 2050 なごや戦略」と「生物多様性なごや戦略実行計画 2030」の体系<sup>20</sup>

| 生物多様性2050なごや戦略<br>における体系                                                                                         | 生物多様性なごや戦略実行計画2030（本計画）                   |                                                                                                                                                                                                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                                                                  | 2030年までの重点方針                              | 2030年までのロードマップ（項目）                                                                                                                                                                              |
| <b>戦略 1</b><br>自然に支えられた<br>健康なまちの創造<br>1 生きもののすめる場所を拡大していきます<br>2 自然の質を向上します<br>3 土・水・緑のネットワークづくりをすすめます          | <b>重点方針 1</b><br>生物多様性に配慮した<br>まちづくりの推進   | ① 保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）の認定促進と保全<br>② 身近な生きものに関する生息・生育状況の把握<br>③ まちづくりに活かすための生きもの情報の提供<br>④ 外来種対策の推進<br>⑤ 生物多様性に配慮した緑化の推進<br>⑥ 緑の保全・創出<br>⑦ 都市農地の保全<br>⑧ 生きものにもやさしい魅力ある水辺空間の創出<br>⑨ 藤前干潟の保全 |
| <b>戦略 2</b><br>環境負荷の少ない<br>暮らし・ビジネスの創造<br>1 自然を活かした快適な省エネライフを実現します<br>2 新たなビジネスモデルを創造します<br>3 賢い商品選択と流域圏の連携を強めます | <b>重点方針 2</b><br>社会変革につながる<br>取り組みの促進     | ① グリーンインフラの取り組みの推進<br>② 環境や社会に配慮した製品・サービスの普及促進<br>③ 健全なプラスチック利用<br>④ 食品ロス削減の推進<br>⑤ 地域循環共生圏（ローカルSDGs）の形成<br>⑥ 生物多様性に配慮した事業活動の促進                                                                 |
| <b>戦略 3</b><br>自然とともに生きる<br>文化の創造<br>1 短期目線から長期目線へ転換します<br>2 新しい担い手づくりをすすめます<br>3 地域の自然を活かしたコミュニティづくりをすすめます      | <b>重点方針 3</b><br>自然と共生する人づくり              | ① 日常生活を通じた生物多様性の行動促進<br>② 藤前干潟を通じた人づくり<br>③ なごや環境大学における人づくり・人の輪づくり<br>④ なごや生物多様性センターにおける人づくり<br>⑤ 環境学習センター（エコパルなごや）における環境学習の推進<br>⑥ 学校教育における生物多様性の学習支援<br>⑦ 自然と親しむ機会の提供                         |
| <b>戦略 4</b><br>まもり・育て・活かす<br>しくみづくり<br>1 生物多様性を活かす社会システムづくりをすすめます<br>2 自然共生まちづくりの拠点となる「情報交流ネットワーク」づくりをすすめます      | <b>重点方針 4</b><br>生物多様性保全の拠点・<br>ネットワークの強化 | ① なごや生物多様性センターの拠点機能の強化<br>② 調査・保全活動に関わる人の拡大と連携強化<br>③ 地域の保全活動を持続可能なカタチで進めるための仕組みづくり<br>④ 自治体連携の推進                                                                                               |

#### 資金使途 9：生物多様性の保全（東山動植物園の再生）

資金使途 9 は、東山動植物園の獣舎（飼育・展示施設）の整備である。獣舎において絶滅危惧種等の飼育・繁殖を行うため、生息域外保全に貢献し、環境改善効果を有する。本資金使途は、「グリーンボンド原則」及び「グリーンローン原則」における「陸域及び水域の生物多様性保全」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「生物多様性保全に関する事業」に該当する。

<sup>20</sup> 出典：生物多様性なごや戦略実行計画 2030  
<https://www.city.nagoya.jp/kankyo/cmsfiles/contents/0000167/167171/honpen231013.pdf>

名古屋市は、東山動植物園の再生（希少動物の「保護」と「増殖」への貢献）を資金使途の対象としている。具体的には、動物の飼育や繁殖を行う獣舎（飼育・展示施設）が対象となっている。

IPBES<sup>21</sup>「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書 政策決定者向け要約」（2020年3月）によると、調査されているほぼ全ての動物、植物のうち約25%の種が既に絶滅の危機にあるとされている。ある生物が絶滅の危機にさらされている場合、原因は生息地にある。その対応として、生存を脅かす原因を科学的に特定し、これらを取り除いて、生息環境を改善することで、生息地で数が増えるようにすることが重要である。このように、本来の生息地内で野生動物の保護活動を行うことを「生息域内保全」という。

一方で、「生息域外保全」とは、個体数の極端な減少、環境汚染や感染症の蔓延などの理由により、生息域内で自立的に存在できないため、安全な施設に生物を保護して、それらを育てて増やすことにより絶滅を回避することをいう。野生生物の生息環境の悪化に伴い、生息域外保全の重要性が高まるとともに、その担い手として動物園の役割が重要となってきている。

名古屋市の東山動植物園は、生物多様性の保全を重要な使命とし、絶滅の危機にある動植物の保護と次世代への継承に力を入れている。園内ではアジアゾウやスマトラトラ、コアラ、ツシマヤマネコなど約130種の絶滅危惧種を飼育し、生息環境を再現した展示施設の整備やストレス軽減の工夫を取り入れながら繁殖にも積極的に取り組んでいる。希少動物の繁殖にあたっては、国内外の動植物園と連携して個体交換や情報共有を行い、遺伝的多様性の確保と種の健全な維持に努めている。現在、東山動植物園は国内外合わせて60種程度の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）で指定された希少野生動植物種を飼育しており、希少種の保護増殖に関する認定希少種保全動植物園等制度<sup>22</sup>に申請中である。

生息域外保全への貢献として、東山動植物園は、国際自然保護連合（IUCN）が整理するレッドリストにおいて絶滅危惧種（EN：危機）に分類されるアジアゾウの繁殖を国内で初めて自然分娩によって成功させている。また、環境省レッドリストで絶滅危惧IA類（CR：深刻な危機）に分類されるツシマヤマネコについても、ツシマヤマネコ保護増殖事業の一環として、環境省、日本動物園水族館協会、岐阜大学などと協力し、ネコ科動物では難しいとされる人工繁殖に成功している。

また、植物園としても約7,000種の植物を保有し、希少植物の栽培や繁殖にも取り組んでいる。園内で育てたユーカリをコアラの餌として供給するなど、動植物の関係性を実際に示しながら、生態系のつながりや生物多様性の価値を伝えている。希少動植物の展示解説や学校向けの環境教育プログラム、一般来園者向けのワークシートなどを通じて、生物多様性保全の重要性を市民や子どもたちに広く発信しており、来園者が生物多様性について学び、行動するきっかけとなるよう工夫が重ねられている。

「東山動植物園再生プラン基本構想」では、「希少動物の「保護」と「増殖」への貢献」を基本方針の一つとしており、また、来園者が動植物について学習するためのプログラムや教育施設を充実させ

<sup>21</sup> 生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES：Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services）は、生物多様性と生態系サービスに関する動向を科学的に評価し、科学と政策のつながりを強化する政府間のプラットフォームとして、2012年4月に設立された政府間組織で、事務局はドイツのボンに置かれている。

<sup>22</sup> 希少種の保護増殖という点で一定の基準を満たす動植物園等を、環境大臣が認定する制度。認定を受けた動植物園等には、希少野生動植物種の譲渡し等の規制が原則として適用されなくなる。また、本制度の活用により以下のような効果が期待される。

- ・繁殖等に向けた他園等との円滑な個体移動などによる生息域外保全の連携体制構築
- ・多くの来園者に対する、希少野生動植物種に関する環境教育・普及啓発の促進
- ・動植物園等が持つ「種の保存」という公的機能の明確化・社会的な認知度の向上

ていくことを計画している。東山動植物園は、単なる動植物の展示施設ではなく、生物多様性の保全とその価値の普及啓発を担う都市型の拠点として役割を果たしている。

また、今般対象となるプロジェクトは、「生物多様性なごや戦略実行計画 2030」において定められた 2030 年までの重点方針である「生物多様性に配慮したまちづくりの推進」及び「自然と共生する人づくり」に沿った取り組みである。

上述の「名古屋市総合計画 2028」では、生物多様性の保全を推進しており、本資金使途項目はこれに合致する取り組みといえる。

### ネイチャープロジェクト要件について

資金使途は、SBN ガイドを参照して策定した JCR グリーンファイナンス評価手法に定めるネイチャーファイナンスとしての要件をすべて満たしている。

要件 1: 評価対象により調達される、又は参照され調達される資金を充当するプロジェクトが、以下のうち 1 つ以上に貢献するか。

- a) 生物多様性、エコシステム及びエコシステムサービスの回復と保全
- b) 土地と海の利用変化、天然資源の過剰搾取、汚染、侵入種の拡散、気候変動など、生物多様性、エコシステム、及びエコシステムサービスの損失の直接的な推進要因の一つ以上を減らすための経済活動の転換
- c) 経済部門全体での自然に基づくソリューションの統合
- d) 上記(a)から(c)のいずれかのプロジェクトをサポートする政策、ツール、活動の実施

名古屋市が本フレームワークで定めたプロジェクトは、絶滅危惧種等の飼育や繁殖を行う獣舎が対象である。本資金使途は、a)に関する取り組みとして貢献する。

要件 2: 当該プロジェクトは、GBP で指定された 5 つの環境目的（気候変動緩和、気候変動適応、天然資源保護、生物多様性、汚染の予防と管理）の 1 つ以上に貢献することができるか。

名古屋市が本フレームワークで定めたプロジェクトは、GBP で指定された 5 つの環境目的のうち、以下の通り該当する。また、SBN ガイドに事例として示されたネイチャープロジェクト分類及び GBF 目標についても確認する。

プロジェクトが対応する GBP・ネイチャープロジェクト分類・GBF 目標

| 項目            | 内容                                           |
|---------------|----------------------------------------------|
| 資金使途          | 東山動植物園の再生（希少動物の「保護」と「増殖」への貢献）                |
| 環境目的          | 生物多様性                                        |
| グリーンプロジェクト分類  | 陸域及び水域の生物多様性保全                               |
| ネイチャープロジェクト分類 | 生態系の保全と回復それらが支える生物多様性                        |
| GBF 目標        | T4：絶滅リスクを大幅に減らすために緊急の管理行動を確保、人間と野生生物との軋轢を最小化 |

要件 3: 発行体等は生物多様性に関する戦略を有しており、当該戦略及び資金使途の対象となるプロジェクトが昆明・モンリオール生物多様性枠組(GBF)のターゲットと紐づけられるか。

名古屋市は、2030 年目標に「ネイチャーポジティブ」を掲げた GBF や「生物多様性国家戦略 2023-2030」を踏まえ生物多様性に関する戦略として、「生物多様性なごや戦略実行計画 2030」を策定している。今般対象となるプロジェクトは、「生物多様性なごや戦略実行計画 2030」と整合的であり、GBF に定める「T4：絶滅リスクを大幅に減らすために緊急の管理行動を確保、人間と野生生物との軋轢を最小化」に紐づけられると考える。

要件 4: 本プロジェクトに係るレポートニングにおいて、少なくとも 1 つ以上の生物多様性に係る定量的指標が含まれているか。

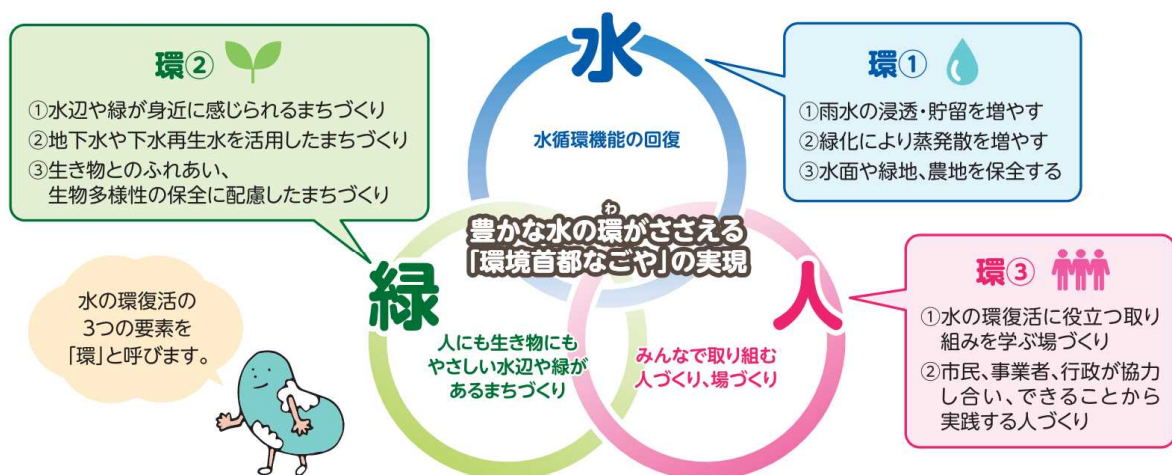
資金使途はレポートニングにおいて、保全対象の絶滅危惧種数を開示予定であり、定量的指標が含まれている。

以上より、資金使途 9 はネイチャー性を有していると JCR は評価している。

### ③ブループロジェクトについて

名古屋市は、市街地の整備や拡大に伴い生活は便利になった一方、雨を貯留浸透、蒸発散しにくい地表面が広がり、ヒートアイランド現象や水災害の発生、河川等の流量減少に伴う水質悪化などを課題視していた。そこで、2009年3月に、雨水の貯留浸透や蒸発散を増やし、水循環を健全な状態にすることで実現したい2050年の名古屋の姿を描いた「水の環復活 2050 なごや戦略（水の環戦略）」を策定している。水の環戦略では、「水循環機能の回復」（環①）と、「人にも生き物にもやさしい水辺や緑があるまちづくり」（環②）を、「みんなで取り組む人づくり、場づくり」（環③）を「水の環復活」と呼び、戦略の理念を「豊かな水の環がささえる『環境首都なごや』の実現」としている。

図 8：水の環復活 2050 なごや戦略 3つの環<sup>23</sup>



また、水の環戦略は、2050年というやや遠い将来を目途としているため、計画期間を定め、取り組みを推進する実行計画も策定している。現在、進行中の実行計画は、「水の環復活なごや戦略実行計画 2030」である。2030年に目指す状態に向けて、3つの環それぞれについて、施策と対応する指標と目標、重点的に取り組む施策を設定している。本フレームワークで定めたブループロジェクトは、実行計画で特定された施策から選定されている。

また、水の環戦略は、水循環基本法に基づく国の「水循環基本計画」に定められた「流域水循環計画」に認定されている。

本フレームワークで定めたブループロジェクトは、名古屋市の水循環機能の回復に向けた取り組みであり、国の水循環基本計画と整合的であるとJCRは評価している。

<sup>23</sup> 出典：水の環復活なごや戦略実行計画 2030 概要版  
[https://www.city.nagoya.jp/kankyo/cmsfiles/contents/0000184/184576/250328\\_mizunowa\\_gaiyou.pdf](https://www.city.nagoya.jp/kankyo/cmsfiles/contents/0000184/184576/250328_mizunowa_gaiyou.pdf)

## 資金使途 10：汚染の防止と管理（下水道による水環境の向上、河川における地下水利用）

資金使途 10 は、下水道施設、河川における地下水利用の整備である。健全な水循環及び水質の改善に資するため、環境改善効果が見込まれる。本資金使途は、「グリーンボンド原則」及び「グリーンローン原則」における「汚染防止と管理」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「汚染の防止と管理に関する事業」に該当する。

### 【下水道による水環境の向上】

名古屋市は、水環境を向上させるため、下水道整備（合流式下水道、水処理センター等の整備）を資金使途の対象としている。

名古屋市は、下水処理水の放流先である河川や伊勢湾海域の水環境に対して、赤潮の原因である窒素・りんをより多く取り除くことができる高度処理施設を 8 か所整備するとともに、汚れの度合いが大きい降り始めの雨水を貯留する雨水滞水池を 14 か所、雨天時の処理水質を向上させる簡易処理高度化施設を 8 か所整備するなど、処理水質向上に努めてきている。しかし、伊勢湾流域においては依然として赤潮が発生していることから、今後もさらなる水環境の向上を図る必要がある。

具体的には、都心部に近い堀川上中流部及び新堀川上流部における水質浄化として、雨水幹線の整備や中区三の丸地区における分流化を行うことで、雨水が直接河川に流れ、汚水は水処理センターへ送られるようになるため、河川への汚染物質の流入を減らす。また、合流式下水道から雨天時に河川などに放流される汚れの量を削減するため、水処理センターで実施する簡易処理の処理水質を向上させる施設の整備などの対策を進める。



図 9：堀川上中流部及び新堀川上流部、水処理センターの位置図<sup>24</sup>

上述の「名古屋市総合計画 2028」では、下水道による水環境の向上を推進しており、本資金使途項目はこれに合致する取り組みといえる。

### 【河川における地下水利用】

<sup>24</sup> 出典：名古屋市上下水道経営プラン 2028（改定版）  
<https://www.water.city.nagoya.jp/file/53303.pdf>

名古屋市は、地下水を河川に導入するための整備（井戸、水路、放流管等）を資金使途の対象としている。

水循環基本計画では、水循環と生態系について、「森林、河川、農地、都市、湖沼、沿岸域、地下水盆等をつなぐ水循環は、国土における生態系ネットワークの重要な基軸である。そのつながりが、在来生物の移動分散と適正な土砂動態を実現し、それによって栄養塩を含む健全な物質循環が保障され、沿岸域においてもプランクトンのみならず、固有の動植物の生息・生育・繁殖環境が維持される。」と記されている。したがって、河川の水質改善は単に河川域の生態系保全に留まらず、下流に位置する沿岸域や海域の海洋生態系にまで波及する重要な施策であると考えられる。

名古屋市においては、水源の乏しい河川の水質悪化や悪臭の発生などが課題となっている。これらに対し、雨水や下水再生水、地下水を導水するなど、水循環機能、水資源を有効利用することで、課題解決を図っている。具体的には、悪臭の発生が課題となっている新堀川において、沿川に井戸等の設備を設置し、水路等でくみ上げた地下水に酸素を含ませ、川底から放流することで、鉛直方向の混合を発生させ、水質改善を図っている。また、名古屋市の中心を流れる堀川においては、ヘドロの臭いや堆積、河川の維持水量不足などの課題に対して、浅層地下水を導水する井戸を整備し水質改善を図っている。

上述の「名古屋市総合計画 2028」では、水循環機能の回復を推進しており、本資金使途項目はこれに合致する取り組みといえる。

また、名古屋市は、関係する行政機関と共に、閉鎖性水域である伊勢湾（三河湾含む）の再生のために、伊勢湾とその流域における森、川、海、都市それぞれの取り組みにより、健全な水・物質循環を取り戻し、水質及び生態系の改善・回復を図るとともに、水辺、海辺における人と水とのふれあいの機会を促進している。河川の水質改善を目指す本資金使途項目は、伊勢湾の再生にも貢献する。

---

#### 資金使途 11：持続可能な水資源及び排水管理（水循環に関わるグリーンインフラの普及）

---

資金使途 11 は、グリーンインフラの整備である。水循環機能の回復に資するため、環境改善効果が見込まれる。本資金使途は、「グリーンボンド原則」及び「グリーンローン原則」における「持続可能な水資源及び排水管理」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「持続可能な水資源管理に関する事業」に該当する。

名古屋市は、水循環に関わるグリーンインフラの整備を資金使途の対象としている。

グリーンインフラとは、自然環境が有する多様な機能（生きものの生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制など）を社会における様々な課題解決に活用し、持続可能で魅力のある国土・都市・地域づくりを進める取り組みのことである。この取り組みを加速させるため、2019 年 7 月に国土交通省より「グリーンインフラ推進戦略」が策定され、さらに、ネイチャーポジティブやカーボンニュートラル等の世界的潮流を踏まえ、2023 年 9 月に新たに「グリーンインフラ推進戦略 2023」が策定された。官と民が両輪となって、環境に関する様々な社会課題の解決に寄与するグリーンインフラをあらゆる分野・場面で実装することを目指している。

名古屋市は、本資金使途項目を水循環機能の回復を企図したグリーンインフラと定めており、雨水の貯留浸透、蒸発散に寄与する取り組みが対象となっている。対象例としては、雨庭（レインガーデン）

ン）が挙げられ、屋根や舗装面に降った雨水を下水道にそのまま流さずに一時的に溜めて、地中に浸み込ませる構造を持つ植栽空間のことで、地下水涵養や下水道・河川への流出量の抑制、河川の汚濁負荷軽減、ヒートアイランド対策などに寄与する。

上述の「名古屋市総合計画 2028」では、水循環機能の回復を推進しており、本資金使途項目はこれに合致する取り組みといえる。

## ブループロジェクト要件について

資金使途は、SBE ガイド及び IFC ガイドラインを参照して策定した JCR グリーンファイナンス評価手法に定めるブルーファイナンスとしての要件をすべて満たしている。

**要件 1: 評価対象となる債券または借入金等により調達される資金が、海洋関連プロジェクトについては SBE ガイド、淡水関連プロジェクトについては IFC ガイドラインに記載されたブルーファイナンス領域に該当するか。**

名古屋市が本フレームワークで定めたプロジェクトは、SBE ガイド及び IFC ガイドラインのブルーファイナンス領域のうち、以下の通り該当する。

### 各プロジェクトのブルーファイナンス領域

| プロジェクト             | ブルーファイナンス領域                 | (参考) グリーンボンド原則 |
|--------------------|-----------------------------|----------------|
| 下水道による水環境の向上       | 【SBE】 6. 海洋汚染<br>a. 廃水管理    | 汚染防止と管理        |
| 河川における地下水利用        | 【SBE】 2. 海洋生態系の管理、<br>保全、回復 | 汚染防止と管理        |
| 水循環に関わるグリーンインフラの普及 | 【IFC】 A. 水供給                | 持続可能な水資源及び排水管理 |

**要件 2: 本プロジェクトは、持続可能な海洋経済あるいは水インフラに関連した明確な環境改善効果があるか。当該ブループロジェクトは、少なくとも SDGs 目標 6 又は 14 に関連したターゲットの達成に対する貢献度が明らかであるか。**

名古屋市が本フレームワークで定めたプロジェクトは、SDGs 目標 6 又は 14 に関連したターゲットのうち、以下の通り該当する。ターゲットの詳細は「3. SDGs との整合性について」で記載の通りである。

### 各プロジェクトの SDGs 目標

| プロジェクト             | SDGs 目標                                 | ターゲット        |
|--------------------|-----------------------------------------|--------------|
| 下水道による水環境の向上       | 目標 6: 安全な水とトイレを世界中に                     | 6.2、6.3      |
| 河川における地下水利用        | 目標 6: 安全な水とトイレを世界中に<br>目標 14: 海の豊かさを守ろう | 6.3、6.6、14.2 |
| 水循環に関わるグリーンインフラの普及 | 目標 6: 安全な水とトイレを世界中に                     | 6.4          |

要件 3：グリーンボンド原則・グリーンローン原則で示されるプロジェクト分類のいずれかに該当するか。

名古屋市が本フレームワークで定めたプロジェクトは、グリーンボンド原則で示されるプロジェクト分類に該当する。該当に関しては、要件 1 に記載の通り。

要件 4：本プロジェクトの実施が他の SDGs 目標（特に 2、7、12、13）の達成に対して深刻なリスクをもたらさないか。

本フレームワークで定めたブループロジェクトは名古屋市の水循環機能を向上するものであり、海洋生態系等の保全に寄与するため、天然資源の持続可能性を高め、漁業者をはじめとする食料生産者に与える負の影響は想定されない。

一方で、名古屋市の事務事業全体の温室効果ガス排出量において、上下水道事業は事業個別で見ると大きな割合を占めている。この課題に対し、名古屋市は省エネ型機器の導入、下水汚泥から固形燃料化物の製造、高度処理水の一部を地域冷暖房の熱源として利用するなど、温室効果ガス排出削減を目指している。

以上から、名古屋市が本フレームワークで定めたブループロジェクトは SDGs 目標(2、7、12、13)に対して深刻なリスクをもたらさない。

要件 5：環境改善効果が明らかにネガティブな影響を上回っているか（定量化され、比較可能であることが望ましい）。

他のグリーン／ブループロジェクトの実施に著しい損害を及ぼさないことが確認されているか。

対象事業は IFC Performance Standard や World Bank EHS Guidelines あるいはそれと同等の ESG 基準に準拠して運営が行われているか。

SBE ガイド及び UNEP FI SBEFI が定める対象除外事業（洋上石油・ガス採掘事業、深海採鉱事業及びその他の非持続可能な慣習が行われていると考えられるセクター）ではない（Minimum Safeguard）か。

UNEP FISBEFI に照らして、環境への負の影響が適切に管理・緩和されているか。

本プロジェクトは、「3. 環境・社会に対する負の影響について」に記載の通り、環境への負の影響を適切に管理・緩和しているほか、上述の基準をすべて満たしている。

以上より、資金使途 10 及び 11 はブルー性を有していると JCR は評価している。

## 2. プロジェクトの社会的便益について

### 資金使途 12：手ごろな価格の基本的インフラ設備（インフラ設備の耐震化）

資金使途 12 は、インフラ設備の耐震化である。南海トラフ巨大地震等に備えてインフラ設備を耐震化することは、地域防災力の向上のために重要であり、社会的便益が見込まれる。本資金使途は、「ソーシャルボンド原則」及び「ソーシャルローン原則」における地域住民、自然災害の罹災者を対象とした「手ごろな価格の基本的インフラ設備」に該当する。

名古屋市は、インフラ設備（橋りょう、地下鉄構造物、上下水道設備、河川・排水施設等）の耐震化を資金使途の対象としている。

日本では、南海トラフ巨大地震の発生が切迫しており、太平洋沿岸の広域にわたる人口・産業の集積地域に甚大な被害をもたらすことが想定され、これに伴い、長期間に及ぶ経済活動の停滞や社会機能の麻痺が強く危惧されている。2025 年 3 月に中央防災会議防災対策実行会議「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」から公表された「南海トラフ巨大地震対策について（報告書）」によると、震度 6 弱以上又は津波高 3 m 以上となる市町村が、31 都府県の 764 市町村に及び、その面積は全国の約 3 割、人口は全国の約 5 割を占め、極めて広い範囲で強い揺れと巨大な津波が想定されている。強い揺れや高い津波に襲われる地域には、名古屋市や大阪市など大都市が含まれているため、人口・建物棟数が非常に多く、甚大な被害<sup>25</sup>が予想されている。愛知県内の被害も以下の通り想定されている。

表 3：南海トラフ巨大地震の愛知県被害想定（最大クラスの地震）<sup>26</sup>

|             |      | H24 被害想定（愛知県の被害）                                                                            | R7 被害想定（愛知県の被害）                                                                               |
|-------------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 死者数         |      | 約 2 万人～ 約 2.3 万人<br><small>（早期避難意識 70%）（早期避難意識 20%）<br/>※地震動：陸側、津波ケース①、冬・深夜、風速 8m/s</small> | 約 1.7 万人～ 約 1.9 万人<br><small>（早期避難意識 70%）（早期避難意識 20%）<br/>※地震動：陸側、津波ケース①、冬・深夜、風速 8m/s</small> |
|             | 建物倒壊 | 約 1.5 万人                                                                                    | 約 1.4 万人                                                                                      |
|             | 津波   | 約 2.9 千人～約 6.4 千人<br><small>（早期避難意識 70%）（早期避難意識 20%）</small>                                | 約 0.7 千人～ 約 2.9 千人<br><small>（早期避難意識 70%）（早期避難意識 20%）</small>                                 |
|             | 地震火災 | 約 1.8 千人                                                                                    | 約 2 千人                                                                                        |
| 全壊焼失棟数      |      | 約 38.8 万棟<br><small>※地震動：陸側、津波ケース①、冬・夕、風速 8m/s</small>                                      | 約 40.1 万棟<br><small>※地震動：陸側、津波ケース①、冬・夕、風速 8m/s</small>                                        |
|             | 揺れ   | 約 24.3 万棟                                                                                   | 約 24.5 万棟                                                                                     |
|             | 津波   | 約 2.6 千棟                                                                                    | 約 1.5 千棟                                                                                      |
|             | 地震火災 | 約 11.9 万棟                                                                                   | 約 13.7 万棟                                                                                     |
| 電力（停電軒数）    |      | 最大 約 370 万軒                                                                                 | 最大 約 300 万軒                                                                                   |
| 情報通信（不通回線数） |      | 最大 約 120 万回線                                                                                | 最大 約 150 万回線                                                                                  |
| 避難者数        |      | 最大 約 180 万人                                                                                 | 最大 約 267 万人                                                                                   |

名古屋市内においては、すべての区で最大震度 6 強、港区は最大震度 7 が想定されている。南海トラフ巨大地震は、今後 30 年の発生確率が 80%程度であり、地震対策は喫緊の課題である。名古屋市は、大規模地震発生時の被害を抑えるため、行政による一層の都市基盤施設の耐震化を実施する。

上述の「名古屋市総合計画 2028」では、地震に強い都市基盤の整備を推進しており、本資金使途項目はこれに合致する取り組みといえる。

<sup>25</sup> 最悪の場合で、死者数が最大約 29.8 万人、全壊焼失棟数は最大約 235 万棟、経済被害は、資産等の被害が約 224.9 兆円、経済活動への影響が約 45.4 兆円と見積もられている。

<sup>26</sup> 出典：南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ報告書における愛知県関係部分の概要  
<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/563881.pdf>

### 資金使途 13：手ごろな価格の基本的インフラ設備（電線類の地中化）

資金使途 13 は、電線類の地中化である。近年の激甚化する災害に備えて、社会機能維持のための整備を行うことは、二次被害を増やさないためにも重要であり、社会的便益が見込まれる。本資金使途は、「ソーシャルボンド原則」及び「ソーシャルローン原則」における地域住民、自然災害の罹災者を対象とした「手ごろな価格の基本的インフラ設備」に該当する。

名古屋市は、電線類の地中化を資金使途の対象としている。

国は「防災」、「安全・円滑な交通確保」等の観点から道路上に張り巡らされた電線類を地下に収容する無電柱化を推進している。防災に関して無電柱化は、地震や台風等の災害時において、電柱の倒壊や電線の切断による道路閉鎖を防止するとともに、架空線と比べて電線類の被害を軽減し、電力や通信の安定供給を確保することで、都市の防災機能向上が見込まれる。

名古屋市では、甚大な被害の発生が懸念されている南海トラフ巨大地震への対応など、より一層災害に強いまちづくりが求められる一方、リニア中央新幹線の開業を見据えた魅力と活力のあるまちづくりが求められている。このような背景から、名古屋市では災害の防止や安全かつ円滑な交通の確保及び良好な景観の形成の観点から無電柱化を推進していくため、「無電柱化の推進に関する法律」に基づき、無電柱化の推進に関する基本的な方針や総合的かつ計画的に講ずべき施策などを取りまとめた「名古屋市無電柱化推進計画」を策定している。名古屋市は、同計画に基づき、防災上特に重要な道路である第1次緊急輸送道路をはじめ、主要な駅周辺などの人通りが多い道路、良好な景観の形成を誘導することが必要な地区の道路等を中心に整備を進める。

上述の「名古屋市総合計画 2028」では、地震に強い都市基盤の整備を推進しており、本資金使途項目はこれに合致する取り組みといえる。

### 資金使途 14：手ごろな価格の基本的インフラ設備（名古屋駅ターミナル機能強化）

資金使途 14 は、名古屋駅におけるユニバーサルデザインに基づいた整備である。障がいの有無や年齢、国籍などに関わらず多様な人々が利用しやすい空間を形成することは、社会的便益が見込まれる。本資金使途は、「ソーシャルボンド原則」及び「ソーシャルローン原則」における地域住民、駅利用者を対象とした「手ごろな価格の基本的インフラ設備」に該当する。

名古屋市は、名古屋駅ターミナル機能強化としてユニバーサルデザイン等に基づく空間形成等（乗換空間・駅前広場・東西通路・地下歩道の整備）に資する整備を資金使途の対象としている。

ユニバーサルデザインは、万全な状態にある平均的な人向けに開発されたモノを個別的な困難に直面している人向けに改修するのではなく、開発時点から「人々のニーズは多様である」という前提で設計することが企図されている。このような考え方で設計することにより、追加コストを伴わず、ハンディキャップという意識を生まずにすむ社会となることに資するものとなる。

名古屋市は、名古屋駅における課題として、動線上の段差が多いこと、乗換先が視覚的にわかりにくいこと、スムーズな乗換が困難なことを捉えており、誰もが利用しやすい乗換空間としていくことが必要であると考えている。

課題への対応策として、名古屋市はリニア中央新幹線が形成する巨大交流圏の中心都市として、圏域や国の成長をけん引していくため、名古屋駅のスーパーターミナル化を推進しており、その取り組みの中で乗換空間・駅前広場・東西通路・地下歩道等の整備を計画している。世界を含め多くの人があることを前提にアクセス性やわかりやすさを検討した結果、結節機能強化としてのターミナルスクエアを5か所に、東西通路や駅前広場、バスターミナルなどの整備方針を、ユニバーサルデザインや安心安全なども含めて計画している。

上述の通り、名古屋駅は鉄道やバスなど複数の交通施設が地上、地下に分散配置されており、乗換先が視覚的に分かりにくく、迂回利用も生じているため、移動困難者に負担が掛かっている。そのため、改札内～外の円滑な乗換に資するよう、主要な乗換動線をできる限り直線化し、先まで見通せるような高い視認性を確保することなどで、来訪者に対しても分かりやすくするとともに、快適な乗換環境の創出を図る。また、各交通施設（鉄道・バス等）をつなぐ主要な乗換動線を、まちへの動線にも配慮し、昇降施設が連続して適切に配置されたバリアフリールートとして整備する。昇降施設（エレベーター・エスカレーター・階段）は、利用する際の移動困難者と健常者の経路の長さの差を可能な限り小さくし、上下移動の負担を少なくする。エレベーターのサイズは、車いすやベビーカー、キャリアバッグ等の利用者に配慮する。地下歩道に関しては、地下空間の防災性や安全性を向上させるため、地下広場の確保や広場から直接避難できる階段の設置等を図る。案内サインについては、多言語対応、IoT、AI 技術等の活用を視野に入れた案内機能等を導入し、設置の高さや文字の大きさ、色彩等、わかりやすく統一感のある表示となるようデザインする。視覚障害者誘導用ブロックは可能な限り連続して敷設し、誰でも安心・安全に移動できるような空間とする。

#### ■主要な乗換動線の主な改善点

|         |            |                                                                                           |
|---------|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 東側エリア   | ターミナルスクエア1 | バスターミナル、リニア(想定)、地下鉄東山線など各乗換先への見通しと動線を確保します。〔整備済み〕                                         |
|         | ターミナルスクエア2 | 地上と地下鉄東山線等を結ぶバリアフリールートを確認するため、中央コンコース正面に昇降施設を新たに設けます。                                     |
|         | ターミナルスクエア3 | 名鉄、近鉄、地下鉄東山線・桜通線など各乗換先の見通しと動線を確保するため、中央コンコース前から名鉄側に向けた地表レベルを基準とした開放的な空間を創出し、新たな昇降施設を設けます。 |
| 西側エリア   |            | バス乗降場、地下駐車場など、各交通施設を結ぶバリアフリールートを確認するため、中央コンコース正面に新たな昇降施設の設置の検討を進めます。                      |
| 中央コンコース |            | 新幹線及びリニアとの乗換利便性の向上等を図るため、中央コンコースと地下鉄桜通線を結ぶエスカレーターを双方向化します。(下りエスカレーター増設)                   |
| 新たな東西通路 |            | 駅東西の交通施設間を結ぶ乗換動線の強化等を図るため、新たな東西通路の整備に向けた検討を進めます。                                          |

図 10：名古屋駅 主要な乗換動線の主な改善点<sup>27</sup>

<sup>27</sup> 出典：名古屋駅駅前広場の再整備プラン  
<https://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/0000113726.html>

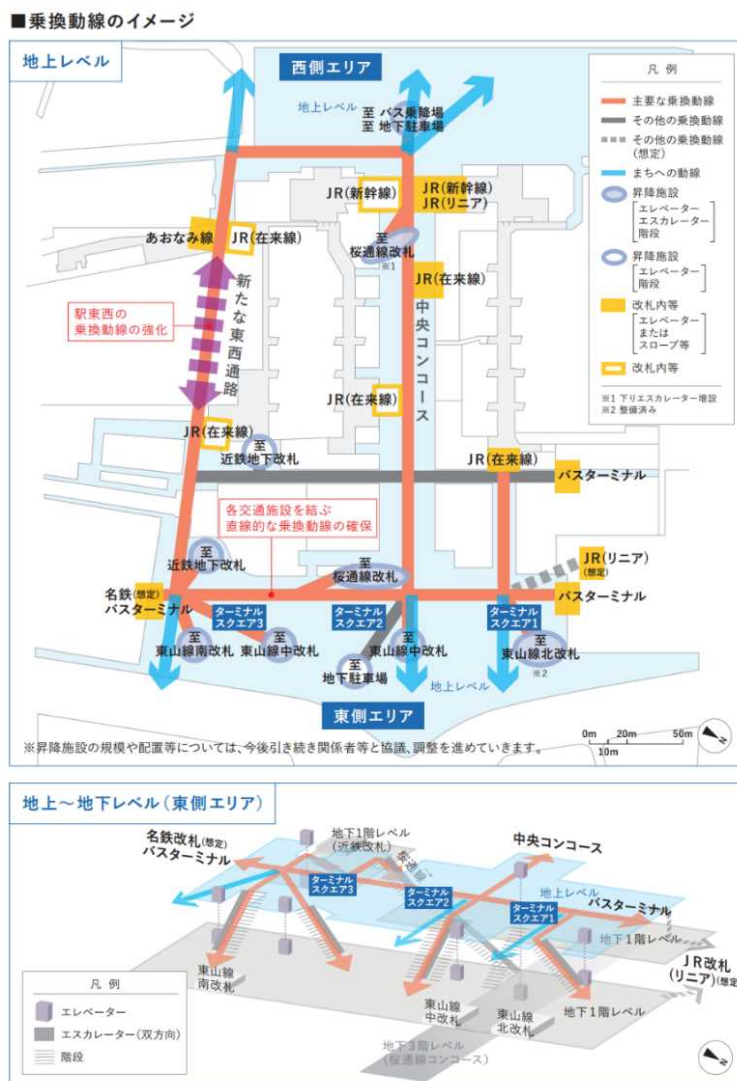


図 11：名古屋駅 乗換動線のイメージ<sup>28</sup>

上述の「名古屋市総合計画 2028」では、世界に誇れる都心のまちづくりとして名古屋駅における、ユニバーサルデザイン等に基づく空間形成を推進しており、本資金使途項目はこれに合致する取り組みといえる。

### 資金使途 15：手ごろな価格の基本的インフラ設備（リニア駅周辺の面的整備）

資金使途 15 は、リニア駅上部空間広場等の整備である。大規模地震時に一時的に退避できる空間を確保するため、社会的便益が見込まれる。本資金使途は、「ソーシャルボンド原則」及び「ソーシャルローン原則」における地域住民、駅利用者を対象とした「手ごろな価格の基本的インフラ設備」に該当する。

名古屋市は、リニア駅上部空間広場等の整備を資金使途の対象としている。

<sup>28</sup> 出典：名古屋駅駅前広場の再整備プラン  
<https://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/0000113726.html>

上述の通り、南海トラフ巨大地震の切迫度が上昇しており、名古屋市においても災害対策の強化が求められている。名古屋市のような都市部においては、道路、鉄道、港湾の基幹ネットワークが整備され、膨大な交通量が発生・集中及び通過しており、地震発生時には、経済活動や応急対策活動への支障、多数の帰宅困難者の発生等の多大な影響が想定される。「南海トラフ巨大地震対策について（報告書）」では、名古屋駅のようなターミナル駅に、移動手段が無い通勤通学者や出張者が駅の構内や駅周辺の大規模集客施設、宿泊施設等に多数滞留すると述べられている。「第3次 名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画（改定版）」では、帰宅困難者等の推計結果として、名古屋駅周辺地区には最大となる平日 14 時の時点で 20.6 万人の滞在者（従業者・通学者）・来訪者（買物、出張等）が見込まれている。そのうち、徒歩移動距離及び建物倒壊を考慮した場合に、行き場の無い帰宅困難来訪者は 4.4 万人を見込んでおり、帰宅困難者への対応が喫緊の課題となっている。「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」では、帰宅困難者等への対応として、避難地や救援・救護活動の拠点等となる防災公園の整備・機能強化を推進している。

名古屋市のまちづくりの中心となるリニア駅は、開削工法により地中に施工される予定で、不整形な残地や未接道の土地が生じることや、上部にまとまった空地が生じる可能性がある。駅が整備されるエリアは、名古屋駅に近接する貴重な土地であることから、その上部空間の有効活用とともに、その周辺街区を含めた面的なまちづくりを名古屋市は進めている。

名古屋市は、大規模地震等に備え、一時退避場所や支援活動の拠点等として必要なオープンスペース等や安心・安全に避難誘導が可能な空間の確保、案内機能等を活用した情報提供等、防災性の高い空間の確保を図っている。リニア駅上部空間は、地下からの避難や浸水対策などの安全性に配慮するとともに大規模地震時に一時的に退避できる空間を確保することも含め、整備する。また、リニア駅上部空間の整備に併せて、周辺道路の再編を実施する。

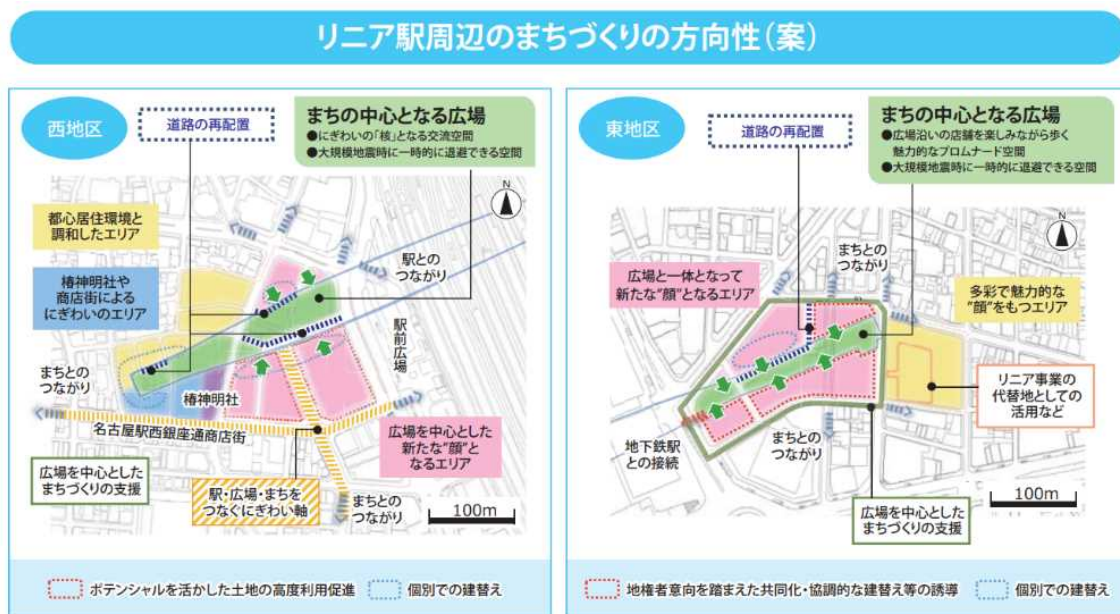


図 12：リニア駅周辺のまちづくりの方向性<sup>29</sup>

<sup>29</sup> 出典：名古屋駅周辺交通基盤整備方針  
[https://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/cmsfiles/contents/0000096/96422/180322kibanseibihoushin\\_honpen.pdf](https://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/cmsfiles/contents/0000096/96422/180322kibanseibihoushin_honpen.pdf)

上述の「名古屋市総合計画 2028」では、世界に誇れる都心のまちづくりとしてリニア駅周辺の面的整備を推進しており、本資金使途項目はこれに合致する取り組みといえる。

---

#### 資金使途 16：必要不可欠なサービスへのアクセス（病院施設の整備）

---

資金使途 16 は、病院施設の整備である。医療の提供や地域医療の充実を図るものであり、社会的便益が見込まれる。本資金使途は、「ソーシャルボンド原則」及び「ソーシャルローン原則」における病院等の利用者・患者を対象とする「必要不可欠なサービス」に該当する。

名古屋市は、本フレームワークにおいて、名古屋市立大学医学部附属病院群（同病院群）の救急医療体制の充実を目的とした救急災害医療センターの開設、同病院群における最先端の医療提供を目的とした病院設備、医療機器等の整備、みどり市民病院における医療機能の強化を目的としたみどり市民病院の再整備を想定している。

愛知県の地域医療構想では、名古屋・尾張中部構想区域の 65 歳以上人口は増加し、県全体より増加率は高いとなっている。また、他の 2 次医療圏や県外からの患者の流入が多く、高度な医療を広域に支える役割があり、地域の医療ニーズが高いエリアであるため、他の構想区域との適切な連携体制を構築していく必要がある。

同病院群は、6 つの病院から構成されている。病院群の中で病床数が最も多い名古屋市立大学病院は病床数 800 床の特定機能病院であり、令和 6 年度の年間外来患者数は 440,475 人と地域の医療インフラを支える重要な役割を果たしている。令和 8 年度には、本フレームワークで想定している救急災害医療センターが同病院敷地内に開棟予定である。同施設は、高齢化進展に伴う市内の救急搬送の増加や、南海トラフ地震など災害発生時の災害医療活動のなどに対応する拠点であり、地域の医療機能を強化する役割を期待されている。

他の附属病院についても、病院設備や医療機器等の整備を通じた医療サービスの高度化や、みどり市民病院の老朽化に伴う移転改築による整備を実施することで、良質な医療サービスの提供に取り組んでいく。

上述の「名古屋市総合計画 2028」では、適切な医療を受けられる体制整備を推進しており、本資金使途項目はこれに合致する取り組みといえる。

---

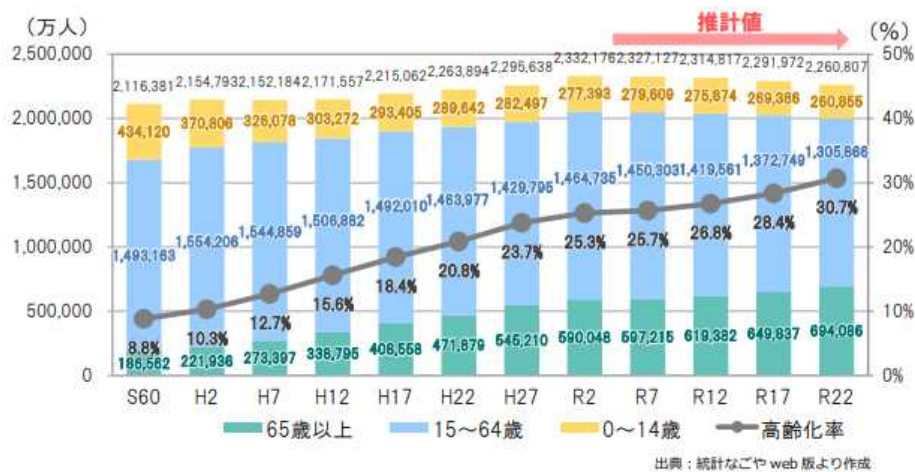
#### 資金使途 17：必要不可欠なサービスへのアクセス（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の整備）

---

資金使途 17 は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の整備である。高齢者が生活する上で必要な施設であり、社会的便益が見込まれる。本資金使途は、「ソーシャルボンド原則」及び「ソーシャルローン原則」における高齢者を対象とする「必要不可欠なサービスへのアクセス」に該当する。

名古屋市は、本フレームワークにおいて、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の整備にかかる費用を資金使途として想定している。

日本は急速な少子高齢化が進行しており、名古屋市においても少子高齢化の進行が顕著である。名古屋市によると、2020 年度に 23.7%であった高齢化率が 2040 年の推計では 30.7%に進行することが見込まれている。特に、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年以降は、75 歳以上の人口割合が増加し続けており、介護に関する需要はさらに増加することが予想される。



「図 2-1 名古屋市の人口及び高齢化率の推移」

図 13：名古屋市の人口及び高齢化率の推移<sup>30</sup>

高齢者の増加を背景に単身の高齢者、老老介護や家庭内介護の課題の深刻化が懸念される。名古屋市によると、特別養護老人ホームをはじめとした介護施設等への入所希望者のうち、2 割程度は入所待機中の状態である。また、特別養護老人ホームについては、新規整備の公募において、応募事業者が減少している状況である。

名古屋市は、『互いに長寿を喜び合い、はつらつとして暮らせるまち、なごや』を計画理念に、「はつらつ長寿プランなごや 2026」を策定している。同計画では、施設・居住系サービスの整備目標を掲げており、令和 8 年度に向けた目標を設定することで、入所待機者の減少を目指している。

表 4：施設・居住系サービスの整備目標<sup>31</sup>

【施設・居住系サービスの整備目標（令和 6～8 年度）】

| 区 分                             | 整 備 数   | 8 年度目標量<br>(定 員) |
|---------------------------------|---------|------------------|
| 介護老人福祉施設<br>(特別養護老人ホーム)         | 150 人   | 9,281 人          |
| 介護老人保健施設                        | 0 人     | 6,427 人          |
| 介護医療院                           | 597 人   | 882 人            |
| 認知症対応型共同生活介護<br>(認知症高齢者グループホーム) | 70 人    | 3,698 人          |
| 特定施設入居者生活介護<br>(介護付有料老人ホーム等)    | 380 人   | 6,611 人          |
| 合 計                             | 1,197 人 | 26,899 人         |

※ 介護医療院の整備数には、介護老人保健施設からの転換による整備数（170 人分）、介護療養型医療施設・医療療養病床からの転換による整備数（237 人分）を含む。  
※ 特定施設入居者生活介護の整備数は、住宅型有料老人ホーム等からの転換分。

※運営ベース

<sup>30</sup> 出典：名古屋市地域公共交通計画

<https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/53-10-18-4-0-0-0-0-0-0.html>

<sup>31</sup> 出典：第 9 期 名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 はつらつ長寿プラン なごや 2026

[https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/cmsfiles/contents/0000173/173148/0002\\_honsatsuikkatsu.pdf](https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/cmsfiles/contents/0000173/173148/0002_honsatsuikkatsu.pdf)

上述の「名古屋市総合計画 2028」では、高齢者が安心して暮らせるよう、自立して生活するには不安がある人と家族等への支援体制の充実を推進しており、本資金使途項目はこれに合致する取り組みといえる。

---

#### 資金使途 18：必要不可欠なサービスへのアクセス（消防関連施設・設備の整備）

---

資金使途 18 は、消防関連施設・設備の整備である。消防・救助体制の充実が図られ、社会的便益が見込まれる。本資金使途は、「ソーシャルボンド原則」及び「ソーシャルローン原則」における地域住民、自然災害の罹災者を対象とした「必要不可欠なサービスへのアクセス」に該当する。

名古屋市は、消防関連施設・設備の整備を資金使途の対象としている。

消防は原則、市町村が行い、当該区域内の消防に関する責任を有している。消防組織法では、消防の任務を以下の通り定めている。

- (1) 火災から国民の生命、身体及び財産を保護すること
- (2) 水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減すること
- (3) 災害等による傷病者の搬送を適切に行うこと

現在、地震や風水害等の都市災害リスクの高まり、高齢化の進展に伴う救急・救助要請の増加、複雑多様化する火災・事故事案などに対応するため、消防機能の抜本的強化が求められている。名古屋市は、南海トラフ巨大地震を含め、多様化・複雑化する災害に的確に対応するため、消防機械器具の充実・機能強化を図っている。

また、名古屋市は、南海トラフ巨大地震に立ち向かうために、消防団の力も必要不可欠であると考えている。消防団は、消防本部や消防署と同様、消防組織法に基づき、それぞれの市町村に設置される消防機関で、地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っている。消防職員と連携した活動が行えるよう施設・車両・装備の充実を進めるとともに、より実践的な訓練にも力を入れて取り組んでいる。

上述の「名古屋市総合計画 2028」では、消防・救助体制の充実を推進しており、本資金使途項目はこれに合致する取り組みといえる。

---

#### 資金使途 19：必要不可欠なサービスへのアクセス（学校・教育施設の整備）

---

資金使途 19 は、学校・教育施設の整備である。学校を運営していく上で必要となる設備であるため、社会的便益が見込まれる。本資金使途は、「ソーシャルボンド原則」及び「ソーシャルローン原則」における生徒・学生等施設利用者を対象とした「必要不可欠なサービスへのアクセス」に該当する。

名古屋市は、学校・教育施設の整備（学校と公的施設等との複合化の推進や特別支援教育に関する施設整備を含む）を資金使途の対象としている。

名古屋市は、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実や、子どもたちが自分らしく、幸せに生きていくための「子ども中心の学び」を幼児期から青年期まで一貫して推進している。名古屋市は、子どもたちに関わるすべての大人が共通認識をもって教育を進めることができるよう、本市の学びの基本的な考えを明確にする「ナゴヤ学びのコンパス」を策定している。さらに、「ナゴヤ学びのコンパス」で目指す姿を、政策としてどう実現するか、理念を具体的な施策・事業に落とし込んで体系化した「コンパスぷらん（第4期名古屋市教育振興基本計画）」を策定している。同計画は、社会の変化（少子高齢化、デジタル化など）に対応しながら、持続可能な社会の担い手を育てることを目指している。

具体的な施策の一つに、名古屋市は良好な教育環境を整備するため、望ましい学校規模の確保を推進している。小規模校では人間関係の固定化や教育活動の幅の狭さが課題となり、過大規模校では児童の活躍の場の減少や人間関係の希薄化が懸念される。これらの課題に対応するため、名古屋市は小学校で12～24学級、中学校で6～24学級を望ましい規模とし、通学区域の見直しや学校統合を通じて適正化を進めている。

また、学校施設は、児童・生徒数が急増した1960年代後半～80年代前半に集中して建築されており、約4分の3が築40年以上を経過し、老朽化が進んでいることも課題である。学校施設は、地域コミュニティや防災の拠点でもあり、避難所機能の強化が求められており、名古屋市は、上述の学校統合に加え、同様に老朽化する公的施設との複合化、リニューアル改修などを実施して適切に対処し、同時に、ICT環境の整備やバリアフリー化などの社会的ニーズにも対応していく。

上述の「名古屋市総合計画 2028」では、学びを支える教育環境の充実を推進しており、本資金使途項目はこれに合致する取り組みといえる。

---

#### 資金使途 20：必要不可欠なサービスへのアクセス（地下鉄駅の整備）

---

資金使途 20 は、バリアフリー化等を目的とした地下鉄駅の整備である。高齢者、障がい者、養育者をはじめとした施設利用者に対して不便である施設を利用しやすくなる効果が期待できるため、社会的便益が見込まれる。本資金使途は、「ソーシャルボンド原則」及び「ソーシャルローン原則」における高齢者、障がい者、子育てをする人々を含む利用者を対象とした「必要不可欠なサービスへのアクセス」に該当する。

名古屋市は、地下鉄駅の整備（バリアフリー化、ホームと車両の段差・隙間の改善等）を資金使途の対象としている。

名古屋市は、2026年に愛知県・名古屋市で開催される第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会を見据え、誰もが安全で快適に都市施設を利用できるよう、都市施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの視点に立った整備を推進している。

市営交通においては、「名古屋市営交通事業経営計画 2028」に基づき、地下鉄駅のバリアフリー設備を充実させることにより、誰もが利用しやすい環境づくりを進めている。具体的には、地下鉄駅ホームにおける安全性の向上を図る可動式ホーム柵、バリアフリールートの充実を図るエレベーターの整備、視覚障害者誘導用ブロックの規格の統一化、車いすやベビーカー利用者をはじめ、誰もが乗降しやすくなるよう図るホームと車両の段差・隙間の改善などを実施する。

上述の「名古屋市総合計画 2028」では、バリアフリー・ユニバーサルデザインを推進しており、本資金使途項目はこれに合致する取り組みといえる。

---

#### 資金使途 21：手ごろな価格の住宅（市営住宅の建て替え）

---

資金使途 21 は、市営住宅の建て替えである。住宅に困窮する低額所得者に対して住宅を供給するため、社会的便益が見込まれる。本資金使途は、「ソーシャルボンド原則」及び「ソーシャルローン原則」における市営住宅を必要とする人々を対象とした「手ごろな価格の住宅」に該当する。

名古屋市は、市営住宅の建て替えを資金使途の対象としている。

名古屋市は、公営住宅法に基づき、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を自力で確保することが困難な世帯が住まいを確保できるようにするため、市営住宅等への入居機会の確保を進めている。市営住宅の入居要件の一つに、収入の少ない（一定水準以下の収入）ことが挙げられており、その家賃は入居者の収入に応じたものとなっているため、生活に困窮する方への住宅セーフティネットとしての役割を果たしている。

名古屋市は、半世紀前に大量に建設された市営住宅が、一斉に更新時期を迎えることから、適切な維持管理・改修・建て替えを実施し、ライフサイクルコストの最小化を図りながら、現状の住宅ストックを最大限活用している。現在は、名古屋市住生活基本計画に基づき、順次、建て替え事業を実施している。

上述の「名古屋市総合計画 2028」では、住宅ストックの質の向上を推進しており、本資金使途項目はこれに合致する取り組みといえる。

---

#### 資金使途 22：手ごろな価格の基本的インフラ設備／必要不可欠なサービスへのアクセス（防災行政無線等の整備）

---

資金使途 22 は、防災行政無線等の整備である。近年の激甚化する災害に備えて、災害時に必要となる設備を整備しておくことは、二次被害を増やさないためにも重要であり、社会的便益が見込まれる。本資金使途は、「ソーシャルボンド原則」及び「ソーシャルローン原則」における地域住民、自然災害の罹災者を対象とした「手ごろな価格の基本的インフラ設備」及び「必要不可欠なサービスへのアクセス」に該当する。

名古屋市は、防災行政無線等の整備を資金使途の対象としている。

名古屋市は、今後発生が想定される南海トラフ巨大地震等の災害時における市民への円滑かつ確実な情報伝達のため、防災行政無線を整備している。現在の名古屋市の防災行政無線は同報系と移動系に分かれる。同報系<sup>32</sup>は、災害時に避難情報などを住民に一斉に伝えることに使用する。移動系<sup>33</sup>は、

---

<sup>32</sup> 親局を中心として、市域に設置した屋外子局を操作し、サイレン・音声にて市民に避難指示及び警戒宣言等の緊急情報など防災情報を伝達するもの

<sup>33</sup> 市役所を統制局とし、消防局、緑政土木局等の関係局のほか、区役所を中心に、地域防災拠点（小学校、中学校）及び防災関係機関等を 260 MHz 帯の無線でつなぐもの

災害時の被害状況や復旧状況の情報収集・共有に使用する。名古屋市では同報系無線の更新に向けて検討しており、本フレームワークにおける資金使途として想定している。

上述の「名古屋市総合計画 2028」では、災害対応体制の強化を推進しており、本資金使途項目はこれに合致する取り組みといえる。

---

### 資金使途 23：手ごろな価格の基本的インフラ設備／必要不可欠なサービスへのアクセス（災害対策実施計画に基づく避難地としての公園整備）

---

資金使途 23 は、避難地としての公園整備である。災害発生時に市民の緊急的な避難先として機能するため、社会的便益が見込まれる。本資金使途は、「ソーシャルボンド原則」及び「ソーシャルローン原則」における地域住民、自然災害の罹災者を対象とした「手ごろな価格の基本的インフラ設備」及び「必要不可欠なサービスへのアクセス」に該当する。

名古屋市は、災害対策実施計画に基づく避難地としての公園整備を資金使途の対象としている。

名古屋市は、「震災に強いまちづくり方針<sup>34</sup>」を策定し、より一層安全で震災に強い市街地の形成に向け、都市防災対策を強化していく方針を掲げている。同方針では、公園整備は災害時における多機能な避難空間として重要な役割を果たすものと位置づけられている。

また、公園は木造住宅密集地区における延焼遮断帯としての役割もあり、公園整備は火災の拡大を抑えるオープンスペースとして、防火機能の向上に寄与する。さらに、周辺の津波避難ビルの指定状況や地域の要望などを考慮し、公園に高台等の整備を行い、津波避難機能も加えることが出来る。このように、公園は日常的な憩いの場であると同時に、災害に強い都市構造を構築する重要なインフラとして位置づけられているといえる。

避難地としての公園は、一次避難地や広域避難地として指定され、災害発生時には市民の緊急的な避難先として機能する。名古屋市では「災害対策実施計画」において、2024 年度から 2028 年度までの間に広域避難地・一時避難地として指定された都市計画公園の事業を 12 箇所進めることとしている。

---

<sup>34</sup> <https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/53-10-9-21-0-0-0-0-0-0-0.html>

表 5：広域避難地・一次避難地<sup>35</sup>

■避難地の考え方

| 区分    | 規模・配置等                                                                                                                                                                                                                               | 考え方                                                                                                                                    |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 広域避難地 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・総面積1ha以上の公園、緑地、グラウンド（校庭を含む）、公共空地帯</li> <li>・大火輻射熱に対し、安全面積が2,000㎡以上のもの</li> <li>・避難地までの歩行距離が概ね2km以内</li> <li>・避難者1人当たりの必要面積は概ね2㎡以上</li> </ul> <p>⇒条件を満たす整備がされた場合は、市防災会議に<br/>広域避難場所の指定を諮る</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・主として地震火災が拡大した場合に、周辺地域からの避難者を収容し、避難者の生命を保護する</li> <li>・応急的な救助活動のための空間として活用する</li> </ul>         |
| 一次避難地 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・概ね1ha以上の公園緑地等の公共空地（広域避難地を除く）</li> </ul> <p>⇒条件を満たす整備がされた場合は、市防災会議に<br/>一時避難場所の指定を諮る</p>                                                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・身近なオープンスペースとして、広域避難地へ避難するまでの中継地点として、一時的に集合して様子を見る場所</li> <li>・応急的な救助活動のための空間として活用する</li> </ul> |

上述の「名古屋市総合計画 2028」では、避難対策・避難生活支援を推進しており、本資金使途項目はこれに合致する取り組みといえる。

資金使途 24：必要不可欠なサービスへのアクセス／社会経済的向上とエンパワーメント（児童福祉施設の整備）

資金使途 24 は、保育所を含めた児童福祉施設の整備である。保護者の多様な就労形態等に対応した子育て支援、又は家庭だけでは対応が難しい状況や課題に対して専門的な支援を提供するため、社会的便益が見込まれる。本資金使途は、「ソーシャルボンド原則」及び「ソーシャルローン原則」における仕事と子育て等を両立する人々を対象とした「必要不可欠なサービスへのアクセス」及び「社会経済的向上とエンパワーメント」に該当する。

名古屋市は、保育所を含めた児童福祉施設の整備を資金使途の対象としている。

保育所に関しては、保護者の多様な就労形態等に対応した子育て支援や配慮が必要な子どもへの支援を充実させるため、多様な保育サービス（延長保育、一時保育、夜間保育、病児・病後児デイケア等）を実施できるよう、民間・公立保育所の整備を進める。

児童福祉施設に関しては、家庭だけでは対応が難しい状況や課題に対して、専門的な支援を提供してくれる場所であり、子育てをする保護者にとって支えとなる存在である。直近で想定している資金使途としては、老朽化した児童自立支援施設の整備がある。

上述の「名古屋市総合計画 2028」では、働きながら子育てしやすい環境づくりを推進しており、本資金使途項目はこれに合致する取り組みといえる。

<sup>35</sup> 出典：震災に強いまちづくり方針  
<https://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/cmsfiles/contents/0000002/2717/honpen.pdf>

## 資金使途 25：必要不可欠なサービスへのアクセス／社会経済的向上とエンパワーメント（障害者スポーツセンターの整備）

資金使途 25 は、障害者スポーツセンターの整備である。障がい者がスポーツを行う場を提供することで、障がい者の生きがいや生活の質の向上、自立や社会参加を促進するなど、社会的便益が見込まれる。本資金使途は、「ソーシャルボンド原則」及び「ソーシャルローン原則」における障がい者を対象とした「必要不可欠なサービスへのアクセス」及び「社会経済的向上とエンパワーメント」に該当する。

名古屋市は、障害者スポーツセンターの整備を資金使途の対象としている。

2026 年に愛知県・名古屋市において、第 5 回アジアパラ競技大会が開催されることを契機として、名古屋市では障がい者が身近な地域でスポーツ活動ができる環境づくりにより力を入れている。

スポーツは、楽しさや喜びをもたらす、心身の健康や人とのつながりを育む、人々との交流やコミュニケーションを促進するなど、生涯を通じて幸福で豊かな生活を営む基盤である。障がい者にとってもスポーツは自分の可能性に挑戦し、仲間と交流することで生活の質を高め、人生を豊かにする力がある。障害者スポーツの普及は、障がいのない人の理解を深め、共に支え合う社会づくりにもつながる。また、障がいの特性に応じたルールや用具の工夫は、子どもや高齢者など、誰もがスポーツを楽しめる環境づくりにも役立つ。近年では、車いすダンスやブラインドサッカーなど、障がいの有無を問わず一緒に楽しめるスポーツも広がっており、共生社会の実現に向けた可能性が期待されている。

地域において、障がいの有無にかかわらず、多くの人々がスポーツに参画できる環境が整っていることが、障がい者スポーツの普及促進の基盤であるが、前述のような特性を有する障がい者スポーツを推進することは、障がい者の生きがいや生活の質の向上、自立や社会参加の促進といった効果のみならず、スポーツに苦手意識を有する子供や高齢者等にもスポーツへの参画を促し、障がい者と障がいのない人が一緒にスポーツ活動を実施しやすくなるなどの効果もあり、このことは、地域社会の活性化、健康長寿社会や共生社会の構築にも貢献するものである。

名古屋市は、アジアパラ競技大会の開催を契機に、障がい者スポーツのより一層の振興を図るとともに、障がいの有無に関わらず、スポーツに取り組むことができる共生社会の実現に向け、障害者スポーツセンターを中心に、障がい者のスポーツ実施環境の整備を行っている。

上述の「名古屋市総合計画 2028」では、スポーツに親しむ機会と場づくりを推進しており、本資金使途項目はこれに合致する取り組みといえる。

### 3. 環境・社会に対する負の影響について

名古屋市は、資金使途の対象として想定しているプロジェクトのネガティブな影響を認識しており、事業実施に際して発生し得る環境・社会面に与える影響を検証している。名古屋市による検証の結果、環境・社会面に与えるネガティブな影響が少ないと判断されるものが資金使途の対象となるプロジェクトとして選定される。

#### 想定されるリスク、及びリスクへの対応策

| 想定される主なリスク               | リスクへの対応策                                                                                                                                   |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①工事に伴う騒音・振動              | <ul style="list-style-type: none"> <li>自治体で求められる届出の提出</li> <li>騒音規制法、振動規制法等の遵守</li> <li>必要に応じた環境アセスメントの手続き</li> <li>地域住民への十分な説明</li> </ul> |
| ②交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響   | <ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物処理法等の適用法令に基づき、適正に処理されることを確認</li> </ul>                                                           |
| ③土壌汚染、アスベスト等の不適正処理による悪影響 | <ul style="list-style-type: none"> <li>土壌汚染対策法、大気汚染防止法、労働安全衛生法、廃棄物処理法等の遵守</li> </ul>                                                       |
| ④生態系への悪影響                | <ul style="list-style-type: none"> <li>環境保全条例等の遵守</li> <li>名古屋市生物多様性重要エリアマップの活用</li> </ul>                                                 |
| ⑤労働安全面の配慮                | <ul style="list-style-type: none"> <li>労働安全衛生法等の遵守</li> </ul>                                                                              |
| ⑥地域社会・周辺住民への悪影響          | <ul style="list-style-type: none"> <li>交通量の増大に対する対応</li> <li>騒音・振動の増加に関する対応</li> </ul>                                                     |

#### 主な適格プロジェクト毎に想定されるリスク

| 番号 | 適格プロジェクト                                            | 想定される主なリスク |
|----|-----------------------------------------------------|------------|
| 1  | 市有施設への再生可能エネルギー設備（太陽光発電設備）の導入                       | ①②③⑤       |
| 2  | 市有施設の省エネルギー化（照明のLED化、省エネルギー機器の導入、ZEB化又はそれに準ずる省エネ化等） | ①②③④⑤⑥     |
| 3  | 公用車への電動車（BEV・FCV）の導入、電気バス・燃料電池バスの導入、充電インフラ設備の整備     | ①②③⑤       |
| 4  | 地下鉄車両の新造・更新                                         | ②⑤         |
|    | 地下鉄関連設備の新設・改修・更新                                    | ①②③⑤       |
| 5  | 自転車通行空間の整備                                          | ①③⑤⑥       |
| 6  | 環境性能の高い公共施設等の新築、改修                                  | ①③④⑤⑥      |
| 7  | 焼却工場の設備更新                                           | ①②③④⑤⑥     |
|    | 汚泥処理施設の整備                                           | ①②③④⑤⑥     |
| 8  | 河川整備（河川氾濫等に備えたポンプ所及び排水機場の耐水化強化を含む）                  | ①③④⑤⑥      |
|    | 下水道による浸水対策（下水道の整備、基幹施設の耐水化）                         | ①③④⑤⑥      |
|    | 市有施設における空調設備の新規導入                                   | ①③⑤⑥       |
| 9  | 東山動植物園の再生（希少動物の「保護」と「増殖」への貢献）                       | ①②③④⑤⑥     |
| 10 | 下水道による水環境の向上                                        | ①③④⑤⑥      |
|    | 河川における地下水利用                                         | ①③④⑤⑥      |
| 11 | 水循環に関わるグリーンインフラの普及                                  | ①③④⑤⑥      |
| 12 | インフラ設備（橋りょう、地下鉄構造物、上下水道設備、河川・排水施設等）の耐震化             | ①②③④⑤⑥     |
| 13 | 電線類の地中化                                             | ①③⑤⑥       |
| 14 | 名古屋駅ターミナル機能強化（ユニバーサルデザイン等に基づく空間形成等）                 | ①②③⑤⑥      |
| 15 | リニア駅周辺の面的整備（リニア駅上部空間広場等の整備）                         | ①②③⑤⑥      |
| 16 | 病院施設の整備                                             | ①②③④⑤⑥     |
| 17 | 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の整備                              | ①②③④⑤⑥     |

|    |                                                |        |
|----|------------------------------------------------|--------|
| 18 | 消防関連施設・設備の整備                                   | ①②③④⑤⑥ |
| 19 | 学校・教育施設の整備（学校と公的施設等との複合化の推進や特別支援教育に関する施設整備を含む） | ①②③④⑤⑥ |
| 20 | 地下鉄駅の整備（バリアフリー化、ホームと車両の段差・隙間の改善等）              | ①②③④⑤⑥ |
| 21 | 市営住宅の建て替え                                      | ①②③⑤⑥  |
| 22 | 防災行政無線等の整備                                     | ①②③⑤⑥  |
| 23 | 災害対策実施計画に基づく避難地としての公園整備                        | ①③④⑤⑥  |
| 24 | 児童福祉施設の整備                                      | ①②③④⑤⑥ |
| 25 | 障害者スポーツセンターの整備                                 | ①②③④⑤⑥ |

上記、適格プロジェクト内の「環境性能の高い公共施設等の新築、改修」について、想定している具体的な資金使途には、八事斎場の整備が含まれる。八事斎場は、ZEB Ready の認証を取得予定であり、環境改善効果を有する建物といえる。一方で、ZEB Ready の評価対象に火葬炉は含まれていないため、名古屋市は火葬炉等を除いた ZEB Ready 対象範囲のみを資金充当対象とする予定である。

JCR は、資金充当対象ではないが火葬炉についてもヒアリングにより確認を行っている。当該火葬炉は、耐火材を従来の煉瓦からセラミックに変更することで燃焼効率の向上を図り、また、火葬体の重量に応じて燃料使用量を調整し消費エネルギーの効率化を図るなど、省エネルギー化のための取り組みを進めていることを JCR は確認した。

「東山動植物園の再生」について、具体的な資金使途は獣舎（飼育・展示施設）の整備である。獣舎の整備にあたっては、日本動物園水族館協会と世界動物園水族館協会の施設ガイドラインに基づき、動物のストレスを軽減するために生息環境を再現した環境づくりが行われ、アニマルウェルフェア<sup>36</sup> 向上に努めている。また、飼育展示される動物は、飼育下で繁殖された動物が基本となっており、展示のために野生動物を捕獲していないことを JCR は確認した。

以上より、JCR は本フレームワークで定める資金使途について、環境・社会に関するリスクが特定されるとともに、適切な回避・緩和策が講じられていると評価している。

#### 4. SDGs との整合性について

資金使途の対象となるプロジェクトは、ICMA の SDGs マッピングに照らすと、以下の SDGs の目標及びターゲットに貢献すると評価した。



##### 目標 1：貧困をなくそう

ターゲット 1.2 2030 年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる。

ターゲット 1.5 2030 年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。



##### 目標 3：すべての人に健康と福祉を

ターゲット 3.4 2030 年までに、非感染性疾患による若年層の死亡率を予防や治療により 3 分の 1 減らし、心の健康と福祉を推進する。

ターゲット 3.8 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。

<sup>36</sup> 「動物の心と体の状態」を意味し、日本では「動物福祉」とも訳される。世界各国の動物園や水族館が加盟する組織「世界動物園水族館協会（WAZA）」が 2015 年に指針を示したことで、世界的に広がった取り組み。



## 目標 4：質の高い教育をみんなに

ターゲット 4.1 2030 年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。  
ターゲット 4.3 2030 年までに、すべての人々が男女の区別なく、手頃な価格で質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。  
ターゲット 4.6 2030 年までに、全ての若者及び大多数（男女ともに）の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。



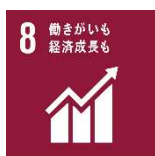
## 目標 6：安全な水とトイレを世界中に

ターゲット 6.2 2030 年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女兒、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。  
ターゲット 6.3 2030 年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。  
ターゲット 6.4 2030 年までに、全セクターにおいて水の利用効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。  
ターゲット 6.6 2020 年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。



## 目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.2 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に増やす。  
ターゲット 7.3 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。



## 目標 8：働きがいも経済成長も

ターゲット 8.5 2030 年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。  
ターゲット 8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。



## 目標 10：人や国の不平等をなくそう

ターゲット 10.2 2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。



## 目標 11：住み続けられる街づくりを

ターゲット 11.1 2030 年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。  
ターゲット 11.3 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。  
ターゲット 11.5 2030 年までに、貧困層や弱い立場にある人々の保護に焦点を当てながら、水関連災害を含め、災害による死者や被災者の数を大きく減らし、世界の GDP 比における直接的経済損失を大幅に縮小する。  
ターゲット 11.6 2030 年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。



## 目標 13：気候変動に具体的な対策を

ターゲット 13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。  
ターゲット 13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。



## 目標 14：海の豊かさを守ろう

ターゲット 14.2 2020 年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。



## 目標 15：陸の豊かさを守ろう

ターゲット 15.1 2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。

ターゲット 15.5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020 年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。

## 評価フェーズ 2：管理・運営・透明性評価

m1(F)

### I. 資金使途の選定基準とそのプロセス

#### 【評価の視点】

本項では、本評価対象を通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクト・ソーシャルプロジェクト等の選定基準とそのプロセスの妥当性及び一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

#### ▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRは本フレームワークにおける目標、グリーンプロジェクト・ソーシャルプロジェクト等の選定基準、プロセスについて、専門知識をもつ部署及び幹部が適切に関与しており、透明性も担保されていると判断している。

### 1. 目標

名古屋市は、市政を総合的かつ計画的に運営するため、「名古屋市総合計画 2028」を策定し、SDGsの達成に向けてその理念を踏まえ、経済・社会・環境が調和した持続可能なまちづくりを積極的に進めていくこととしている。総合計画の基本方針は、誰もが幸せと希望を感じながら暮らすことができ、多様性と包摂性のある“人”中心の都市を目指し、そして、アジア・アジアパラ競技大会の開催やリニア中央新幹線の開業を起爆剤として将来の成長につなげられるよう、ハード・ソフト両面における必要な投資を加速し、世界的な都市間競争に打ち勝つ、という思いが込められている。

#### 基本方針

**リニアがつなぐ巨大交流圏の中心で躍動する  
世界都市、誰もが幸せと希望を感じられる名古屋**



#### 計画期間

**令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5年間**

#### めざす都市像

1. 人権が尊重され、誰もがいきいきと暮らし、活躍できる都市
2. 安心して子育てができ、子どもや若者が豊かに育つ都市
3. 人が支え合い、災害に強く安心・安全に暮らせる都市
4. 快適な都市環境と自然が調和した都市
5. 魅力と活力にあふれ、世界から人や企業をひきつける、開かれた都市

図 14：名古屋市総合計画 2028 基本方針・めざす都市像<sup>37</sup>

<sup>37</sup> 出典：名古屋市総合計画 2028 パンフレット  
[https://www.city.nagoya.jp/somu/cmsfiles/contents/0000178/178326/leaflet2028\\_nocode\\_compressed.pdf](https://www.city.nagoya.jp/somu/cmsfiles/contents/0000178/178326/leaflet2028_nocode_compressed.pdf)

めざす都市像については、基本方針に基づき、リニア中央新幹線の開業や全国の高齢者人口がピークを迎える時期を念頭に、2040 年頃を見据え、名古屋市が実現を目指す将来のまちの姿を 5 つ示している。

本フレームワークを参照して発行されるサステナビリティファイナンスの資金使途の対象は、上記の 5 つのめざす都市像のいずれかと密接に結びつき、かつ環境改善効果及び社会的便益が期待されるプロジェクトが選出されている。名古屋市は、サステナビリティファイナンスの活用により、本市の考え方や取り組む方向性をステークホルダーに理解してもらい、SDGs 推進に向けた着実な歩みを進める。

これより、本フレームワークの策定及びサステナビリティファイナンスの発行は、名古屋市の目指す姿と整合的であると JCR は評価している。

## 2. 選定基準

JCR は、本フレームワークの適格クライテリアについて、評価フェーズ 1 で確認したとおり、高い環境改善効果及び/又は社会的便益を有するプロジェクトを対象としていると評価している。

## 3. プロセス

### プロセスにかかる本フレームワーク

#### (2) プロジェクトの評価及び選定プロセス

調達資金を充当するプロジェクトの選定は、財政局が各局と協議のうえ候補を抽出し、適格性の検討を行い、選定します。プロジェクトの選定に際しては潜在的なネガティブな影響を及ぼすリスクに対して対処したうえで実施されることを確認しています。

なお、当該プロジェクトは、地方自治法及び関係諸法令に基づき、必要な議会での審議を経て議決され、予算として計上されます。

#### 【本フレームワークに対する JCR の評価】

本フレームワークにおける適格プロジェクトは、資金調達の担当部署である財政局資金課が名古屋市の環境問題や社会問題への対応に関する企画調整担当課、事業所管課と調整の上で、選定されている。

サステナビリティファイナンスで調達した資金を充当するプロジェクトの決定方法については、財政局資金課が名古屋市の環境問題や社会問題への対応に関する企画調整担当課の意見を踏まえて選定し、財政局長が最終決定する。

プロジェクトのグリーン性・ソーシャル性等については、市役所内の関係各部によって判断が行われていること、また資金対象となるプロジェクトは市役所内のプロセスを経て決定することより、選定プロセスは適切であると JCR では評価している。

なお、名古屋市のサステナビリティファイナンスに関する目標、基準、プロセスについては、本フレームワークをウェブサイト公表することによって投資家等に説明されることが予定されている。したがって、投資家等に対する透明性は確保されていると考えられる。

## II. 調達資金の管理

### 【評価の視点】

調達資金の管理方法は、資金調達者によって多種多様であることが通常想定される。本項では、本評価対象に基づき調達された資金が確実にグリーンプロジェクト及び/又はソーシャルプロジェクト等に充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、本評価対象に基づき調達した資金が、早期に各適格プロジェクトに充当される予定となっているか否か、加えて未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

### ▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、名古屋市の資金管理体制が適切に構築されており、調達資金の管理方法については本評価レポートにおいて開示されることから、透明性が高いと評価している。

## 資金管理にかかる本フレームワーク

### （3）調達資金の管理

地方自治法 208 条（会計年度及びその独立の原則）に基づき、地方公共団体の各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てる必要があります。そのため、調達資金は原則として当該年度中に適格事業に充当されます。個別の充当状況については、各局と連携して財政局で充当状況の把握を行い、調達超過等が起きないように適切に管理します。

調達資金が充当されるまでの間、調達資金は会計管理者が指定口座又は安全性の高い金融資産で管理します。

会計年度終了時には、対象プロジェクトを含む全ての歳入と歳出について、執行結果と決算関係書類が作成され、市の監査委員による審査を受けます。その後、監査委員の意見とともに決算関係書類は市議会に提出され、認定されることとなります。

### 【本フレームワークに対する JCR の評価】

名古屋市は、サステナビリティファイナンスによる調達を行った年度中に、調達した資金について適格クライテリアを満たすプロジェクトに充当する。適格プロジェクトへの資金の充当については、財政局資金課が行い、事業ごとに事業費や充当額等を整理した専用帳簿により、充当対象のプロジェクト及び充当額を管理することとしている。個別のプロジェクトに充当されるまでの間、調達資金は指定金融機関の預金口座等、安全かつ流動性の高い方法で管理されることとなっている。

調達資金の追跡管理については、起債申請時や決算見込の際に事業所管各局の予算編成及び執行管理を担当する財政局財政課の担当者や各局経理担当課の起債事務担当の職員と連携して、確認することとなっている。加えて、市の会計管理者が決算関係書類を作成し、市の監査委員による監査が実施

され、その後、監査委員の意見とともに決算関係書類は市議会に提出され、議会の認定に付される。  
また、サステナビリティファイナンスに関する書類は償還/返済まで保存される。

以上より、JCR では、名古屋市の資金管理体制が適切に構築されており、調達資金の管理方法については本評価レポートにおいて開示されることから、透明性が高いと評価している。

### III. レポーティング

#### 【評価の視点】

本項では、本評価対象に基づく資金調達前後での投資家等への開示体制が、詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを評価する。

#### ▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、名古屋市のレポーティングについて、資金の充当状況及び環境改善効果、社会的便益について、投資家等に対して適切に開示される計画であると評価している。

#### レポーティングにかかる本フレームワーク

##### (4) レポーティング

##### ① 資金充当状況レポーティング

充当プロジェクト及び充当金額を本市公式ウェブサイト上に、資金調達を実施した翌年度に開示します。なお、調達資金の充当計画に大きな変更が生じた場合には、速やかに開示します。

##### ② インパクトレポーティング

充当プロジェクトごとの環境改善効果や社会的成果に関する下記のレポーティング項目について、実務上可能な範囲において、本市公式ウェブサイト上に、資金調達を実施した翌年度に開示します。なお、充当プロジェクトに関する計画に大きな変化が生じた場合には、速やかに開示します。

##### <グリーン適格プロジェクト>

| グリーン適格プロジェクト                                                                                                                                                                 | レポーティング内容                                                                                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市有施設への再生可能エネルギー設備（太陽光発電設備）の導入</li> </ul>                                                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>整備内容</li> <li>年間発電量</li> <li>CO<sub>2</sub>排出削減量</li> </ul>                                                                 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市有施設の省エネルギー化（照明のLED化、省エネルギー機器の導入、ZEB化又はそれに準ずる省エネ化等）</li> </ul>                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>整備内容</li> <li>設備更新等によって実現したエネルギー消費量の削減量</li> <li>CO<sub>2</sub>排出削減量</li> </ul>                                             |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公用車への電動車（BEV・FCV）の導入、電気バス・燃料電池バスの導入、充電インフラ設備の整備</li> <li>■ 地下鉄車両の新造・更新</li> <li>■ 地下鉄関連設備の新設・改修・更新</li> <li>■ 自転車通行空間の整備</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>整備内容</li> <li>電動化、車両更新等によるCO<sub>2</sub>排出削減量</li> <li>地下鉄関連設備の新設・改修・更新の場合は、新設・改修・更新を実施した鉄道関連設備の状況</li> <li>整備距離</li> </ul> |

|                                                                                                                                                            |                                                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 環境性能の高い公共施設等の新築、改修</li> </ul>                                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>整備内容（施設概要）</li> <li>取得した認証ランク</li> </ul>                                                    |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 焼却工場の設備更新</li> <li>■ 汚泥処理施設の整備</li> </ul>                                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>整備内容（導入施設の名称、箇所数、運用開始時期）</li> <li>有害物質の排出削減量</li> <li>発電（見込み）量</li> <li>年間廃棄物削減量</li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 河川整備（河川氾濫等に備えたポンプ所及び排水機場の耐水化強化を含む）</li> <li>■ 下水道による浸水対策（下水道の整備、基幹施設の耐水化）</li> <li>■ 市有施設における空調設備の新規導入</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>整備内容</li> <li>整備箇所数</li> </ul>                                                              |
| ネイチャー適格プロジェクト                                                                                                                                              | レポートニング内容                                                                                                                          |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 東山動植物園の再生（希少動物の「保護」と「増殖」への貢献）</li> </ul>                                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>整備内容</li> <li>教育活動の概要、実績</li> <li>研究活動の概要、実績</li> <li>飼育数、絶滅危惧種の数</li> </ul>                |
| ブルー適格プロジェクト                                                                                                                                                | レポートニング内容                                                                                                                          |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 下水道による水環境の向上</li> <li>■ 河川における地下水利用</li> </ul>                                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>整備内容</li> <li>整備箇所数</li> </ul>                                                              |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 水循環に関わるグリーンインフラの普及</li> </ul>                                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>整備内容</li> <li>整備箇所数</li> </ul>                                                              |

#### <ソーシャル適格プロジェクト>

| ソーシャル適格プロジェクト                                                                               | アウトプット                                                 | アウトカム                                                   | インパクト                                  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ インフラ設備（橋りょう、地下鉄構造物、上下水道設備、河川・排水施設等）の耐震化</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>整備内容</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>整備箇所数</li> </ul> | 防災機能強化<br>利用者の安全性向上                    |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 電線類の地中化</li> </ul>                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>整備内容</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>整備箇所数</li> </ul> |                                        |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 名古屋駅ターミナル機能強化（ユニバーサルデザイン等に基づく空間形成等）</li> </ul>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>整備内容</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>整備箇所数</li> </ul> | 持続可能で強靱なまちづくり（バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり） |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ リニア駅周辺の面的整備（リニア駅上部空間広場等の整備）</li> </ul>             | <ul style="list-style-type: none"> <li>整備内容</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>整備箇所数</li> </ul> | 持続可能で強靱なまちづくり<br>防災・減災対策               |

|                                                  |                                                        |                                                                            |                                   |
|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| ■ 病院施設の整備                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>整備内容</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>整備箇所数</li> <li>対応(受入)可能数</li> </ul> | 医療体制の強化                           |
| ■ 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の整備                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>整備内容</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>整備箇所数</li> <li>定員数</li> </ul>       | 福祉の充実                             |
| ■ 消防関連施設・設備の整備                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>整備内容</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>整備箇所数</li> </ul>                    | 消防機能強化                            |
| ■ 学校・教育施設の整備(学校と公的施設等との複合化の推進や特別支援教育に関する施設整備を含む) | <ul style="list-style-type: none"> <li>整備内容</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>整備箇所数</li> <li>定員数</li> </ul>       | 教育環境の充実                           |
| ■ 地下鉄駅の整備(バリアフリー化、ホームと車両の段差・隙間の改善等)              | <ul style="list-style-type: none"> <li>整備内容</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>整備箇所数</li> <li>駅利用者数</li> </ul>     | バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり<br>利用者の安全 |
| ■ 市営住宅の建て替え                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>整備内容</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>整備戸数</li> </ul>                     | 住環境の整備                            |
| ■ 防災行政無線等の整備                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>整備内容</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>整備箇所数</li> </ul>                    | 防災機能強化<br>利用者の安全性向上               |
| ■ 災害対策実施計画に基づく避難地としての公園整備                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>整備内容</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>整備箇所数</li> </ul>                    |                                   |
| ■ 児童福祉施設の整備                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>整備内容</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>整備箇所数</li> <li>定員数</li> </ul>       | 子育てしやすい環境の充実                      |
| ■ 障害者スポーツセンターの整備                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>整備内容</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>利用実績</li> </ul>                     | 共生社会の実現                           |

## 【本フレームワークに対する JCR の評価】

サステナビリティファイナンスによる調達資金の使途は、IR 資料や名古屋市のウェブサイトにより、事前に投資家又は貸付人に説明される。

### 資金の充当状況に係るレポーティング

名古屋市は、サステナビリティファイナンスにより調達した資金の充当状況について、本フレームワークに定める内容を年次で名古屋市の公式ウェブサイトを開示予定である。また、調達資金の全額が充当された後に大きな資金状況の変化が生じた場合も、ウェブサイトでの開示を予定している。

### 環境改善効果・社会的便益に係るレポーティング

名古屋市は、グリーン適格事業の環境改善効果に関するレポーティング、ソーシャル適格事業の社会的便益に関するレポーティングとして、本フレームワークに定める内容を年次で名古屋市の公式ウェブサイトにて開示予定である。

環境改善効果に関するレポーティングは、定量的に効果を把握できる設定となっており、適切な開示の対象が特定されている。社会的便益に関するレポーティングは、アウトプット及びアウトカム、インパクトの3段階で示されており、プロジェクトの社会的意義を示すのに十分である。

以上より、JCR では、名古屋市によるレポーティング体制が適切であると評価している。

## IV. 組織のサステナビリティへの取り組み

### 【評価の視点】

本項では、資金調達者の経営陣がサステナビリティに関する問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、サステナビリティに関する分野を専門的に扱う部署の設置又は外部機関との連携によって、サステナブルファイナンス実行方針・プロセス、グリーンプロジェクト・ソーシャルプロジェクト等の選定基準などが明確に位置づけられているか、等を評価する。

### ▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、名古屋市がサステナビリティに関する問題を市政の重要課題と位置付け、外部の専門家の知見を取り入れてサステナビリティに関する方針・取り組みを推進していると評価している。

名古屋市は、2019年7月に「SDGs 未来都市」に選定されている。SDGs 未来都市とは、SDGs の理念に沿った取り組みを推進しようとする都市・地域の中から、特に経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として選定されるものである。アジア・アジアパラ競技大会の開催やリニア中央新幹線の開業を控える名古屋市は、大きな飛躍のチャンスを迎えており、アジア・アジアパラ競技大会の開催に向けた取り組みの中で様々な情報発信を行う。大会の場を SDGs 推進のショーケースの場として活用するとともに、大会を契機として目指すまちの姿を明らかにし、大会のレガシーをさまざまな分野における都市の発展に活かすため、『2026 アジア・アジアパラ競技大会 NAGOYA ビジョンーアジアとともに輝く未来へー』を策定し、国内、アジア圏、そして世界に向け、SDGs 未来都市として先進的に取り組んだまちの姿を積極的に情報発信していく。また、「SDGs 未来都市計画」と「名古屋市総合計画 2028」は誰一人取り残さない持続可能な都市を目指し、5つの都市像を共有して、長期的な展望に立ったまちづくりを推進する。

環境問題について、総合計画に記載された事業である「藤前干潟の保全活用推進」は、名古屋市の環境行政の転換点を象徴するものである。名古屋市はかつて、藤前干潟を新たなごみ埋立処分場として利用する計画を進めていた。しかし、渡り鳥の中継地として国際的にも重要な干潟の自然環境を守ろうとする市民や環境団体の強い反対運動を受け、1999年に計画を中止した。名古屋市は埋め立ての選択肢が無くなったことから、「ごみ非常事態宣言」を発出し、ごみ処理を2年以内に20%、2万t削減することを掲げた。その結果、行政・事業者・市民が協力し、ごみ減量とリサイクルの徹底を行い、目標達成となった。

その後、藤前干潟は2002年に国際的な自然保護条約であるラムサール条約湿地に登録され、同年には鳥獣保護区にも指定されることとなる。名古屋市や環境省などの関係行政機関・地域住民・市民団体、研究者、鳥類保護団体などにより「藤前干潟協議会」が設立され、環境教育や清掃活動、自然観察会などを通じた干潟の保全と賢明な利用（ワイズユース）を推進してきた。こうした取り組みが評価され、2025年1月、名古屋市はラムサール条約湿地都市<sup>38</sup>に国内で3例目として認証された。ごみ問題から始まった藤前干潟の保全は、市民協働による自然共生都市づくりの象徴となっている。

<sup>38</sup> 自治体のブランド化及び地域における湿地の保全や賢明な利用（ワイズユース）の推進を図ることを目的とし、湿地の保全・再生、管理への地域関係者の参加、普及啓発、環境教育等の推進に関する国際基準に該当する自治体に対して認証を行うもの。有効期間は認証から6年間（更新可能）。

また、藤前干潟における取り組みは、「自然の叡智」をテーマとした 2005 年の万博「愛・地球博」、名古屋市で開催された 2010 年の「生物多様性条約第 10 回締結国会議 (COP10)」へと繋がっている。2023 年 10 月には、ネイチャーポジティブの実現に向けた意欲を表明する「ネイチャーポジティブ宣言」を政令指定都市としては初めて宣言を行っている。

市政全般に関する方向性を示した総合計画は、総務局企画課がとりまとめを担当しており、産業界、国の行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディアなどで構成する名古屋市まち・ひと・しごと創生・SDGs 推進会議で、外部の有識者の幅広い意見を踏まえて策定している。環境保全に関する施策の方向性を示した環境基本計画については、環境企画課がとりまとめを担当しており、学識経験者や関係行政機関等で構成される環境審議会で、同様に外部の有識者の意見を踏まえて策定している。

以上より JCR では、名古屋市がサステナビリティに関する問題を市政の優先度の高い重要課題と位置づけ、サステナビリティに関する会議体を有して取り組みを行っているほか、外部有識者の知見を幅広く取り入れてサステナビリティに関する方針・取り組みを検討していると評価している。

## 評価フェーズ 3: 評価結果 (結論)

## SU 1(F)/Nature 1(F)/ Blue 1(F)

本フレームワークについて、JCR サステナビリティファイナンス評価手法に基づき「グリーン性・ソーシャル性評価（資金使途）」を“gs1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”と、「JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価」を“SU 1(F)”とした。

また、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき「ネイチャー性評価（資金使途）」を“n1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCR ネイチャーファイナンス・フレームワーク評価」を“Nature 1(F)”とした。

加えて、また、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき「ブルー性評価（資金使途）」を“b1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCR ブルーファイナンス・フレームワーク評価」を“Blue 1(F)”とした。

本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「ソーシャルボンド原則」、「サステナビリティボンド・ガイドライン」、「グリーンローン原則」、「ソーシャルローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」、「グリーンローンガイドライン」、「ソーシャルボンドガイドライン」、「SBN ガイド」、「SBE ガイド」及び「ブルーファイナンスガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

### 【JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価マトリックス】

|                        |        | 管理・運営・透明性評価 |         |         |         |         |
|------------------------|--------|-------------|---------|---------|---------|---------|
|                        |        | m1(F)       | m2(F)   | m3(F)   | m4(F)   | m5(F)   |
| グリーン性・<br>ソーシャル性<br>評価 | gs1(F) | SU 1(F)     | SU 2(F) | SU 3(F) | SU 4(F) | SU 5(F) |
|                        | gs2(F) | SU 2(F)     | SU 2(F) | SU 3(F) | SU 4(F) | SU 5(F) |
|                        | gs3(F) | SU 3(F)     | SU 3(F) | SU 4(F) | SU 5(F) | 評価対象外   |
|                        | gs4(F) | SU 4(F)     | SU 4(F) | SU 5(F) | 評価対象外   | 評価対象外   |
|                        | gs5(F) | SU 5(F)     | SU 5(F) | 評価対象外   | 評価対象外   | 評価対象外   |

### 【JCR ネイチャーファイナンス・フレームワーク評価マトリックス】

|              |       | 管理・運営・透明性評価 |             |             |             |             |
|--------------|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|              |       | m1(F)       | m2(F)       | m3(F)       | m4(F)       | m5(F)       |
| ネイチャー<br>性評価 | n1(F) | Nature 1(F) | Nature 2(F) | Nature 3(F) | Nature 4(F) | Nature 5(F) |
|              | n2(F) | Nature 2(F) | Nature 2(F) | Nature 3(F) | Nature 4(F) | Nature 5(F) |
|              | n3(F) | Nature 3(F) | Nature 3(F) | Nature 4(F) | Nature 5(F) | 評価対象外       |
|              | n4(F) | Nature 4(F) | Nature 4(F) | Nature 5(F) | 評価対象外       | 評価対象外       |
|              | n5(F) | Nature 5(F) | Nature 5(F) | 評価対象外       | 評価対象外       | 評価対象外       |

### 【JCR ブルーファイナンス・フレームワーク評価マトリックス】

|            |       | 管理・運営・透明性評価 |           |           |           |           |
|------------|-------|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|            |       | m1(F)       | m2(F)     | m3(F)     | m4(F)     | m5(F)     |
| ブルー<br>性評価 | b1(F) | Blue 1(F)   | Blue 2(F) | Blue 3(F) | Blue 4(F) | Blue 5(F) |
|            | b2(F) | Blue 2(F)   | Blue 2(F) | Blue 3(F) | Blue 4(F) | Blue 5(F) |
|            | b3(F) | Blue 3(F)   | Blue 3(F) | Blue 4(F) | Blue 5(F) | 評価対象外     |
|            | b4(F) | Blue 4(F)   | Blue 4(F) | Blue 5(F) | 評価対象外     | 評価対象外     |
|            | b5(F) | Blue 5(F)   | Blue 5(F) | 評価対象外     | 評価対象外     | 評価対象外     |

(担当) 菊池 理恵子・任田 卓人・國府田 育伸

## 本評価に関する重要な説明

### 1. JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価は、サステナビリティファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクト又はソーシャルプロジェクト等への適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券又は借入等の資金使途の具体的な環境改善効果及び管理・運営体制・透明性評価等を行うものではなく、当該フレームワークに基づく個別債券又は個別借入につきグリーンファイナンス評価又はソーシャルファイナンス評価等を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価は、当該フレームワークに基づき実施された個別債券又は借入等が環境又は社会に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果・社会的便益について責任を負うものではありません。サステナビリティファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果・社会的便益について、JCR は発行体及び/又は借入人（以下、発行体と借入人を総称して「資金調達者」という）、又は資金調達者の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。なお、投資法人等で資産がすべてグリーンプロジェクト及び/又はソーシャルプロジェクトに該当する場合に限り、サステナビリティエクイティについても評価対象に含むことがあります。

### 2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR サステナビリティファイナンス評価手法」及び「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

### 3. 信用格付業にかかるとの関係

JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束するものではありません。

### 5. JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

## ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、資金調達者及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR サステナビリティファイナンス評価は、評価の対象であるサステナビリティファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR サステナビリティファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR サステナビリティファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、又は撤回されることがあります。JCR サステナビリティファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR サステナビリティファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部又は全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等することは禁じられています。

## ■用語解説

JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価：サステナビリティファイナンス・フレームワークに基づき調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクト又はソーシャルプロジェクトに充当される程度ならびに当該サステナビリティファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、SU 1(F)、SU 2(F)、SU 3(F)、SU 4(F)、SU 5(F) の評価記号を用いて表示されます。

## ■サステナビリティファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・環境省 グリーンファイナンス外部レビュー者登録
- ・ICMA（国際資本市場協会）に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・UNEP FI ポジティブ・インパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier（気候債イニシアティブ認定検証機関）

## ■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会が定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ（<https://www.jcr.co.jp/en/>）に掲載されるニュースリリースに添付しています。

## ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

**株式会社 日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル